

# **第 3 期東北地域知財戦略推進計画**

**2010 年 3 月  
東北地域知財戦略本部**

## 目 次

第1章 総論	
1. 背景・趣旨	… 3
2. 東北地域知財戦略本部設置の経緯と役割	… 4
第2章 東北地域における知的財産を取り巻く状況	
1. 域内経済・産業構造の現状と知的財産	… 7
2. 知的財産を取り巻く状況	… 8
3. 各県・各組織における知的財産への取組	… 14
4. 第1期から第2期までの知財推進計画のレビュー	… 16
5. 東北地域知財戦略推進における課題	… 19
第3章 東北地域知財戦略推進計画の基本方針と具体的施策	
1. 基本方針	… 22
2. 知的財産意識啓発	… 23
3. 知財関連人材育成	… 24
4. 知的財産活用促進	… 26
5. その他	… 28
【参考資料】	
1. 東北地域知財戦略本部設置要領	… 31
2. 本部員名簿	… 33
3. 本部会議開催経過	… 34
4. 産業財産権出願・登録等推移	… 35
5. 教育支援・セミナー事業実績	… 43
6. 東北地域知的財産インフラ状況等統計資料	… 45

## 第1章 総論

### 1. 背景・趣旨

#### (1) 国の知的財産戦略本部の設立背景・基本方針

国の知的財産戦略本部（以下「国の本部」という。）は、2003年3月の知的財産基本法の施行以来、第1期（2003年～2005年度）及び第2期（2006年度～2008年度）の計6年間、「知的財産の創造、保護、活用」により「知的創造サイクル」を早く大きくまわすことを基本（\*1）として様々な政策を実施し、官民挙げて知的財産立国の実現に向けて力を注いできたところである。

その後2006年2月の国の本部決定に基づき、これまで6年間の知的財産施策の実施状況及びその成果に関するレビュー（\*2）を行うとともに、第3期（2009年度～2013年度）における知的財産戦略の基本方針のあり方についてそれぞれ検討が行われた。

政策レビューの結果、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識向上・体制整備に結実し概ね成果を上げている一方、経済のグローバル化、イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、優れたコンテンツ等のポテンシャルを産業として十分発揮できていない、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が明らかになった。

<補足説明 \*1：国の本部の基本方針>

#### ①知的財産の創造

- ・ 大学、研究機関、企業における創造力の強化
- ・ 産学官連携による知的財産の円滑な事業

#### ②知的財産の保護

- ・ 知的財産の適切な保護
- ・ 模倣品・海賊版対策の強化

#### ③知的財産の活用

- ・ 知的財産の戦略的活用
- ・ 国際標準化活動の強化
- ・ 中小・ベンチャー企業への支援
- ・ 知的財産を活用した地域振興

#### ④コンテンツをいかした文化創造国家づくり

- ・ 新しい市場の拡大
- ・ 契約環境の改善
- ・ 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境の整備

#### ⑤人材の育成と国民意識の向上

<補足説明 \*2：成果に関するレビュー>

政策レビューの結果、これまでの知的財産重視に基づく多くの政策は様々な制度整備や大学、企業等の意識向上・体制整備に結実し概ね成果を上げている一方、イノベーション促進には知

的財産の権利保護のみに注力するのではなく創造と活用を効果的につなげるための戦略的取組が重要との認識が高まるとともに、知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、我が国の有する優れたコンテンツ等のポテンシャルを産業として十分発揮できていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになった。

## (2) 本部の第3期知財戦略推進の基本方針

第3期を迎えるに当たり、資源に乏しく、少子高齢化の進行する我が国が現下の経済危機を克服し国際競争に打ち勝っていくためには、グローバル市場において新たな知的財産の創造とその効果的な活用によるイノベーションを創出し続けていく以外の途はないとの認識の下、知的財産を原動力とする国際競争力の強化という原点にもう一度立ち返り、国際的視点からイノベーション促進のための知的財産戦略を一層強化していかねばならず、知的人材の育成・確保、コンテンツ産業を始めとするソフトパワーを生み出す産業振興への戦略的な取組、知的財産の安定性の確保や利用者ニーズの充足といった視点をも加えた知的財産戦略の基本方針を2009年4月6日、国の本部において、決定したところである。

### <本部の第3期知財戦略推進の基本方針>

第1にイノベーション促進のための知的財産戦略を強化すること。

第2にグローバルな視点から知的財産戦略を強化すること。

第3にコンテンツ産業を始めとするソフトパワー産業の振興に戦略的に取り組むこと。

第4に知的財産権の安定性確保に向けた取組を強化すること。

第5に制度利用者のニーズに対応した知財システムの構築にむけた取組を強化すること。

以上の5本柱を第3期の知的財産戦略の基本方針とした。

## 2. 東北地域知財戦略本部設置の経緯と役割

### (1) 東北地域知財戦略本部設置の経緯

「知的財産基本法」では、国、地方公共団体、大学等がそれぞれの責務を有することが謳われており、これを受けた「知的財産推進計画2004」では、特に中小・ベンチャー企業の知的財産活動を促し、戦略的に事業化していくための支援体制の構築が提言されている。

また、我が国の基幹産業である「ものづくり」だけでなく、食品産業、地域ブランドなどの分野における知的財産の活用促進が求められており、さらには、企業・大学だけでなく地方公共団体等を中心とした、地域独自の知的財産戦略による地域振興が期待されている。

翌年の「知的財産推進計画2005」では、知的財産専門人材の量的、質的な育成を図ることが求められている。

東北地域の産業の中核を担っている中小・ベンチャー企業等は、基盤的技術による素材加工、部品供給等を行うことによって、我が国の産業基盤を支える一翼を担っていると同時に、地域経済の活性化にも大きな役割を果たしている。

しかしながら、製造業を中心とした中小・ベンチャー企業は、先進的な技術を開発し、製品化、事業化に成功したとしても、資金や人材等の不足により、知的財産マネジメントが十分ではなく、

権利化による技術の保護、模倣品や海賊版に対処出来ないとの声が産業界からも寄せられている。これに加え、知的財産に関する意識や活用のノウハウが十分でないため、他人の技術を無意識に侵害してしまう場合や、自社開発技術が流出することがあり、さらに、取引先との良好な関係を優先するあまり、知的財産権を有効に行使出来ず、事業機会を逃している事例も見受けられる。

また、東北地域では特許、実用新案、意匠、商標といった産業財産権の創造、活用に積極的に取り組む企業、大学等が見られる一方で、知的財産に関する意識向上が望まれる企業等も多く存在し、知的財産に対する意識、取り組みの格差が大きく、総じて産業財産権の出願件数や登録件数が増えにくい傾向にある。

地域企業等の知的財産活動の活性化には、地域のポテンシャルに合わせた、知的財産の効果的活用に関する正確な情報提供、人材育成や人材提供（派遣）、知的財産に係る経費助成といった支援も必要となってくるものと考えられる。

これらの課題に対する効果的な解決策を講じるためには、東北地域の知的財産創造、活用状況を明確にし、各種支援制度、支援ネットワーク等の整備のほか、取り組むべき課題を検証することが不可欠である。

また、「知的財産基本法」に基づき、東北各県においても地域特性を活かした「知的財産戦略」が策定されたが、所期の成果がもたらされるまでには、今後、相応の時間を要するものと考えられる。

この様な現状を踏まえ、東北における知的財産の創造、保護、活用による地域経済活性化を目指し、2005年7月8日に東北6県及び政令指定都市仙台市の知的財産担当者、大学、企業関係者等の有識者をメンバーとし、東北経済産業局地域経済部長を本部長とする「東北地域知財戦略本部」を設置した。その後、2007年6月に本部組織の見直しを行い、東北地域知財戦略本部の設置要領を改正、東北経済産業局長を本部長とした。

本戦略本部においては、それぞれの持つ知見を出し合い、東北地域における知的財産戦略の推進に関する様々な取り組みを展開していくこととする。

## （２）第１期～第２期の活動のあゆみ

東北地域知財戦略推進計画（以下「推進計画」という。）は、知的財産基本法及び国の知的財産推進計画を踏まえ、東北地域の事業者、大学、地方公共団体、国がそれぞれの責務を果たすべく、東北地域の特性を反映した独自性のある知的財産戦略を明示し、東北地域における知的財産の戦略的創造、保護、活用を推進する取組を展開することを目的として、東北地域知財戦略本部（以下「東北本部」という。）が2006年3月に策定したものである。

東北地域においては、全般的に知的財産を創出する土壌が不足しており、また、企業戦略に知的財産を活かしきれない経営者が多く、企業の競争力不足に繋がっているという分析のもと、以下の3本柱を推進計画の主軸に据えた。

- ①知的財産の持つ意義を広く周知することを最優先課題と捉え、知的財産の“意識啓発”を行うことを第1の柱とした。
- ②知的財産の創造・活用を行う企業経営者、技術研究者の他、知的財産関連支援人材、知的財

産の産業への展開を支える産業支援人材等の“人材育成”を第2の柱とした。

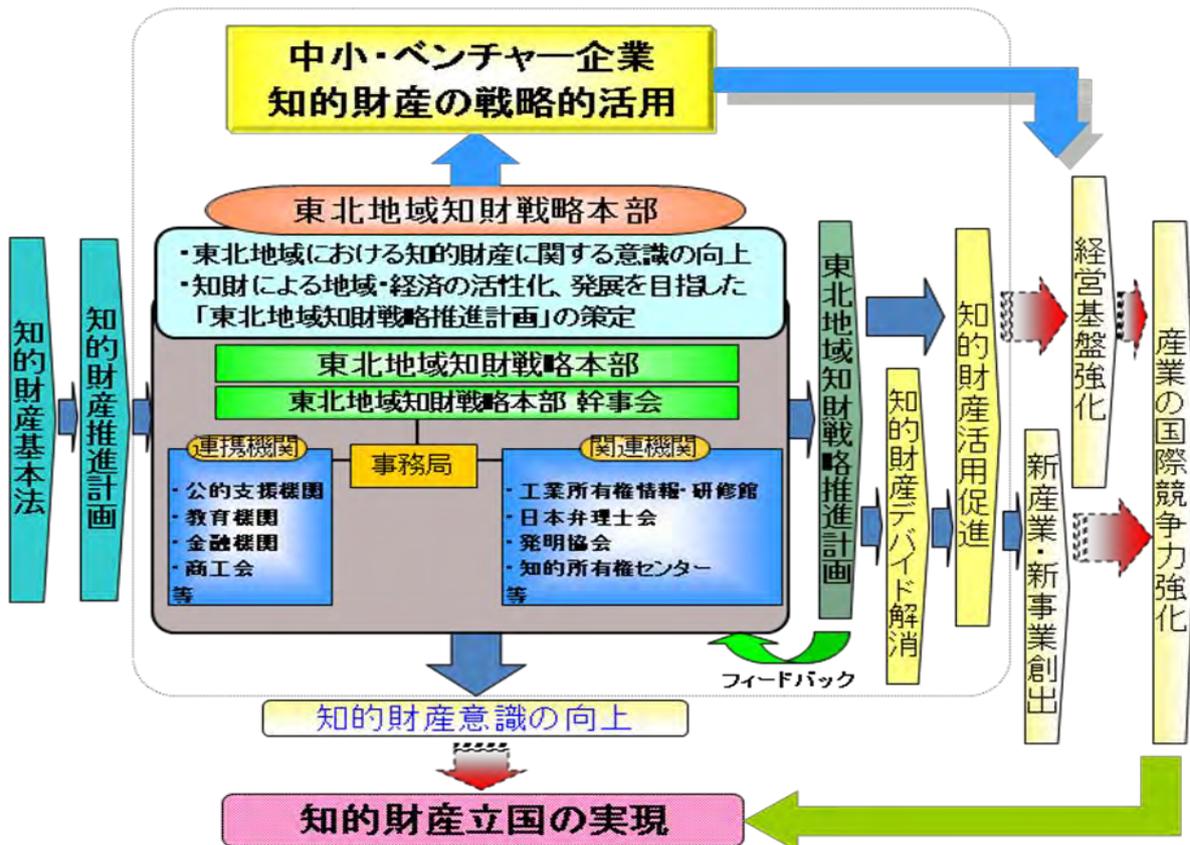
③知的財産の創造、保護、活用の連続した知的創造サイクルの中で、創造保護に関してまだ発展途上の段階にあることから“活用促進”を第3の柱とした。

このように推進計画は、各関係機関がそれぞれ連携しつつ知財関連施策を実施する際の方向性を示すものと位置づけ、施策の実施にあたっては、各地方公共団体、事業者等ごとの知的財産の状況に合わせた支援策を、既存事業も含め具体的な計画を策定し、着手可能な事業から順次実行して行くこととした。

なお、推進計画は支援施策の展開、達成度、成果の状況を踏まえ、次期目標及び実施すべき具体的なアクションプログラムを策定し、必要に応じ改訂することとしたこと、並びにすでに国の推進計画が2期目に入っていることから、東北本部においては2007年度から2009年度までを第2期と定めて、推進計画の改定を行った。

第2期の推進計画については、第1期の推進計画に基づく施策の実施が1年あまりと非常に短期であること等の理由から、主軸に据えた3本柱を踏襲しつつ、知的財産活用による企業の技術経営を促進し、活力ある地域産業へと誘導するため“地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源等）の活用”と“自治体を中心とした支援機関の連携の促進”の2つの方針を追加した。

＜図 1-1 東北地域知財戦略本部活動体系図＞



(出展：東北地域知財戦略本部HPより)

## 第2章 東北地域における知的財産を取り巻く状況

### 1. 域内経済・産業構造の現状と知的財産

2008年の世界的な金融危機の発生とそれに伴う世界経済の急激な減速、いわゆるリーマンショックにより、国内経済も大幅な輸出の減少などに加え雇用情勢の急速な悪化が続いている。

さらに我が国は物価の低下と賃金の低下がスパイラルで繰り返す「デフレ経済」状況にあり、これらが東北地域の経済・雇用にも深刻な影響を与えている。

東北地域の企業は、どちらかという生産機能に特化しており、研究開発の面が他地域に比べて弱い。生産や組み立て技術等で培ってきた技術を活かした展開を図るとともに、研究開発を強化していくことが求められよう。

このような状況下、確かな自立性を持つ企業として存続するには、自社独自の技術を保有し差別化を明確に打ち出すことが、大きな力を発揮するものと考えられる。自社独自の技術をノウハウとして守ることも一策であるものの、特許等の知的財産として権利化することは、より強力な攻防の手段となる。

#### (1) 東北地域経済と産業の認識

東北地域の域内総生産（GDP）は、全国比の約6.4%であり産業ごとの総生産額は、第一次産業0.9兆円（構成比2.8%）、第二次産業8.9兆円（同26.7%）、第三次産業24.6兆円（73.5%）となっている。

第一次産業の出荷額は、全国比16.1%であり、産出構成は、米（26.4%）、畜産（14.0%）の順となっており、米の占める比率は年々低下してはいるものの、依然米の生産地としての位置付けは高い。従事者数は、全国比15.7%で、農業に従事する労働者の比率は高いものの、生産額は低く、域内総生産額は第二次産業の額に遠く及ばない。

第二次産業の出荷額は、全国比6.2%であり、電気機械（全国比11.6%）及び精密機械（同9.6%）の占める割合が高く、東北地域への集積度が高い業種となっている。

第三次産業では、小売販売額は全国比7.5%であり、概ね人口比率7.6%に近いものとなっているが、卸売販売額は同4.5%とかなり小さいことから、東北地域の流通面の弱さが浮き彫りとなっている。よって、流通・サービス業の集積度が低いため、域内で生産された産品、製品等の流通、販売機能の強化が必要と考えられる。

また、東北に立地する企業は、本社機能が東北地域外にある場合が多く、いわゆる支店経済となっている。研究開発部門を持たない、又は域内に研究開発部門を置いていない企業の比率が高く、付加価値の小さい量産型の工場、又は自社ブランド、最終製品を持たない下請け製造業が多い。

これが東北地域において、研究成果としての特許等の知的財産が、域内で創造されたものとして権利化されにくい遠因ともなっている。

<表2-1 東北地域の経済指標>

	合計	各県構成比						対全国比	資料（出典）
		青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島		
総面積<Km <sup>2</sup> > (2008. 10. 1 現在)	66, 890	14. 4%	22. 8%	10. 9%	17. 4%	13. 9%	20. 6%	17. 7%	「全国都道府市区町村別面積調査」 (国土地理院)
総人口<千人> (2007. 10. 1 現在)	9, 504	14. 8%	14. 4%	24. 7%	11. 8%	12. 6%	21. 7%	7. 5%	「推計人口」 (総務省統計局)
世帯数<千世帯> (2005. 10. 1 現在)	3, 349	-	-	-	-	-	-	-	「国勢調査」 (総務省統計局)
域内総生産<億円> (2006 年度)	334, 325	13. 8%	13. 6%	25. 3%	11. 3%	12. 4%	23. 6%	6. 4%	「県民経済計算年報」 (内閣府経済社会総合研究所編)
内訳	第一次産業	9, 333	-	-	-	-	-	-	
	第二次産業	89, 327	-	-	-	-	-	-	
	第三次産業	245, 571	-	-	-	-	-	-	
市町村数 (2008. 10. 6 現在)	74 市	-	-	-	-	-	-	-	「都道府県別市町村数一覧」 (財)地方自治情報センター)
	119 町	-	-	-	-	-	-	-	
	36 村	-	-	-	-	-	-	-	
一人当たりの所得 <千円>(2006 年度)	2, 534	-	-	-	-	-	-	-	「県民経済計算年報」(内閣府経済社会総合研究所編)
事業所数<所> (2006 年)	453, 219	-	-	-	-	-	-	-	「事業所・企業統計調査報告」 (総務省統計局)
従業者数<千人>	3, 786	-	-	-	-	-	-	-	
製造品出荷額等 <億円>(2007 年、従業員 4 名以上)	188, 843	8. 7%	13. 9%	18. 8%	8. 8%	17. 0%	32. 7%	5. 6%	「工業統計表」 (概要版) (経済産業省)
小売販売額<億円> (2007 年)	96, 931	14. 9%	13. 6%	26. 1%	11. 8%	12. 6%	21. 0%	7. 2%	「商業統計表」 (経済産業省)
卸売業販売額<億円>	172, 504	10. 8%	10. 8%	46. 8%	7. 7%	8. 6%	15. 3%	4. 2%	

(資料) 東北経済のポイント (東北経済産業局) 平成21年度版より

## 2. 知的財産を取り巻く状況

### (1) 東北地域の知的財産状況分析

東北地域で創造される知的財産のうち、産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)の出願状況を見ると、2008 年の特許出願件数では6 県合計でも 2, 175 件であり、全国のほぼ 0. 7%弱に過ぎない。これは、製造品出荷額において東北地域が全国に占める割合 5. 6%(2006 年)と、比較しても明らかに少ないといえる。

また、製造品出荷額比6. 9%(東北の1. 1倍)である九州地域(6 県)では、特許出願全国比が 1. 2%となっており、東北の1. 6倍である。さらに、製造品出荷額2. 8%(東北の約 1/2)である四国地域(4 県)では、特許出願全国比が0. 8%となっており、東北の1. 2倍となっている。

この他の産業財産権出願状況は、実用新案331件(4. 3%)、意匠296件(1. 0%)、商標1, 954件

(2.0%)となっており、対全国比は特許に比べ多いものの、概ね同様の傾向を示している。

以上のことから、東北では産業規模が同程度の他地域と比較し、総じて権利取得や知的財産活用が低いことが窺える。

<表2-2 2008年4法出願状況>

	特許	(割合)	実用 新案	(割合)	意匠	(割合)	商標	(割合)	製造品 出荷額等
北海道	901	0.27%	151	1.97%	188	0.63%	1,334	1.39%	1.71%
東北	2,175	0.66%	331	4.33%	296	1.00%	1,954	2.04%	5.62%
関東	209,535	63.49%	3,826	50.01%	14,744	49.79%	56,667	59.25%	36.93%
中部	34,190	10.36%	750	9.80%	3,539	11.95%	6,836	7.15%	21.33%
近畿	70,011	21.21%	1,561	20.41%	8,865	29.94%	20,015	20.93%	16.34%
中国	6,576	1.99%	330	4.31%	618	2.09%	2,334	2.44%	8.24%
四国	2,537	0.77%	220	2.88%	430	1.45%	1,412	1.48%	2.79%
九州	3,927	1.19%	439	5.74%	829	2.80%	4,456	4.66%	6.88%
沖縄	174	0.05%	42	0.55%	105	0.35%	629	0.66%	0.17%
計	330,026	100%	7,650	100%	29,614	100%	95,637	100%	100%

出典：特許行政年次報告書2009年版<統計・資料編>など（製造品出荷額等は2007年）

一方、2004年から2008年までの東北各県毎の産業財産権出願件数を比較分析したところ、全般的に宮城が他県に比べて多く、次いで山形、福島の順となっている。

製造品出荷額と特許出願件数を比較した場合、福島と山形の順位が逆転している。これは、福島は、電気機械及び輸送機械等の加工組立て産業が集積する拠点であり、知的財産を創出しにくい環境にあるためではないか。山形は、権利取得に積極的な企業の存在及び大学関係者による知的財産創出という地域特性の表れによるものと推定される。

また、特許出願件数では宮城が圧倒的に多いが、宮城の特許出願全体のうち半数は特定の権利取得に積極的な企業及び大学関係者に集中している。また、宮城では特に個人の出願割合が多くこれは大学研究者によるところが大きいものと推定される。

<表2-3 東北地域内特許出願件数推移>

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	266	213	155	148	152	934
岩手	274	306	303	298	250	1,431
宮城	1,381	1,570	1,220	1,108	1,076	6,355
秋田	196	226	188	164	200	974
山形	467	441	293	289	235	1,725
福島	328	325	288	259	262	1,462
東北合計	2,912	3,081	2,447	2,266	2,175	12,881
(全国比)	0.79%	0.84%	0.71%	0.68%	0.66%	0.74%
全国合計	368,416	367,960	347,060	333,498	330,026	1,746,960

出典：特許行政年次報告書2009年版<統計・資料編>など

東北地域全体では、特許出願件数100件／年以上の出願人は4者に留まり、他方、5件未満の

出願人が全体の9割を占めていることから、出願経験の少ない中小企業、個人の比率が高いことが窺え、権利取得に関する支援策の周知、手続相談等の支援策の必要性が高いといえる。

## (2) 東北地域の特許出願傾向の分析まとめ

東北地域の出願内容をみると、農林水産業や食品製造、建設等において、産業財産権活動が盛んな地元の特定企業（出願人）が中心となって多数の出願を行っているケースと、電気機械や電子部品・デバイス、情報通信機械、輸送用機械などのように、大手メーカーの系列会社による関連部品供給や、組立加工工場等において生み出された開発成果を、特許出願するケースに大きく分類することができる。

また、県や大学、研究機関が主体となって食品関係、材料、医薬品、生化学・遺伝子工学などの先端工学分野において、特許等の権利の出願・取得が進められている。これらの技術は今後地元企業に技術移転され、域外からの企業誘致とともに事業化、技術・産業の集約に結びついてゆくものと推測される。しかしながら、現状では、これら特定出願人以外への拡がりはみられていない。

産業財産権活動が盛んな企業が存在するケースとしては、青森県の農業機械・食品分野、山形県の農業機械・建設及び宮城県の家具・家庭用品などがある。

大手メーカーの系列会社、工場から出願されているケースでは、福島県並びに山形県の輸送用機械、電子部品・デバイス及び電気通信機械などでみられる。岩手県及び宮城県も同様に大手メーカーの系列会社が多いが、山形県及び福島県に比べると、主要各社の出願件数が多い傾向にあるため、研究開発機関としての役割は高いと推定される。また、山形県、福島県及び宮城県には、大手メーカー系列ではない地元企業に、多数出願を行う出願人がいくつか存在した。しかし、これらの企業は大手メーカーとの共同出願も多く、なかなか単独での出願とはならない実態があった。

県、大学及び研究機関が主体となった出願では、青森県の食料品、岩手県の生化学・遺伝子分野、宮城県の東北大学・東北テクノアーチ及び秋田県の食料品、電子部品・デバイスなどの分野に出願が多くみられる。

## (3) 東北地域の強み (※)

- ①電気機械の高い集積、電子デバイス関連の豊富な研究者に支えられて、「電気・電子部品、半導体、印刷回路、発電」に関する特許出願件数は、2002年から概ね5年間の累計で、約4,500件と毎年1,000件前後の高い出願を誇る。
- ②総生産の4%程度を占める農林水産業は、全国的にみても充実し、特に水産加工業の集積は著しく、「農水産」に関する特許出願件数は、東北地域の分野別出願件数で6位と上位にある。しかも、全分野に対する「農水産」の比率をみると、全国の同比率に比べて2.87倍と、極めて特化している。
- ③生産の7%程度を占める建設業は、東北地域では、電気機械（同9%程度）に次いで高く（第3次産業を除く）、分野別特許出願件数も東北地域で4位と上位にある。しかも、農林水産業と同様に、特化状況をみると、全国に比べて1.68倍と、特化している。

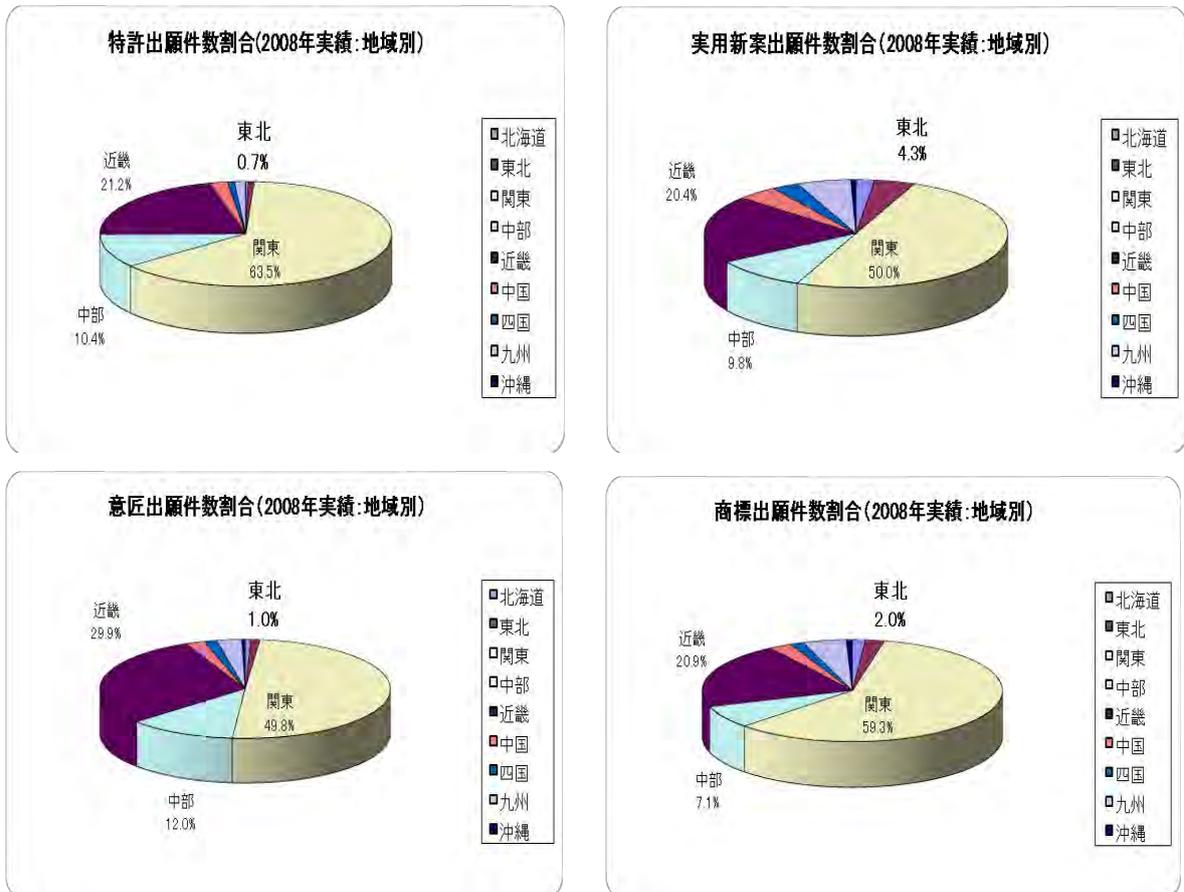
(4) 東北地域の弱み (※)

- ①東北地域の経済規模は、域内総生産額が 32 兆 4,200 億円で、中国地域をやや上回り、九州地域より下回る位置にある。しかし、特許出願件数で 3 地域を比較すると、2002 年から概ね 5 年間の累計で、経済規模に比べて東北地域は特許出願件数が低い。
- ②こうした状況のなかで、知財を活かした経済振興を図っていく場合、研究機能の強化、すなわち大学及び公設試験研究機関等の活用を図っていくことが考えられるが、研究機能は大企業も含めて全般的に弱い。また、大学等についても、東北大学を除いて研究機能がまだ弱い。さらに、東北大学は、東京に本社を置く大企業との共同研究等が多く、地域企業を活用できていない。
- ③事業所の大半を占める中小企業は、東北経済を支えているが、下請けからの脱却が大きな課題となっているなかで、人材不足、情報不足及びネットワーク不足等により、みずからの製品を開発しニッチトップ企業を目指すことのできる企業が極めて少ない。

(※) 東北地域知的財産分析調査報告書 (東北経済産業局) 平成 19 年度より

◇数字でみる地域知的財産権の現状 (特許庁年報など)

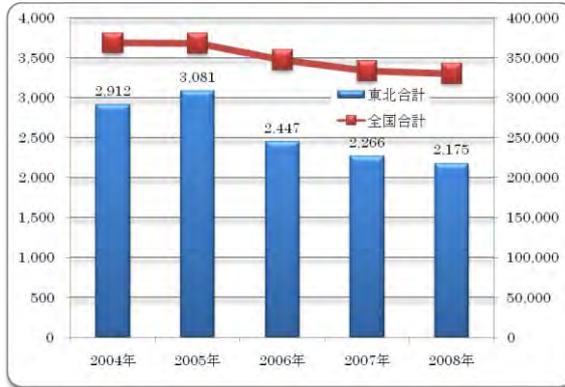
<図 2-1 地域別出願割合 (日本人によるもの) (特許・実用・意匠・商標) >



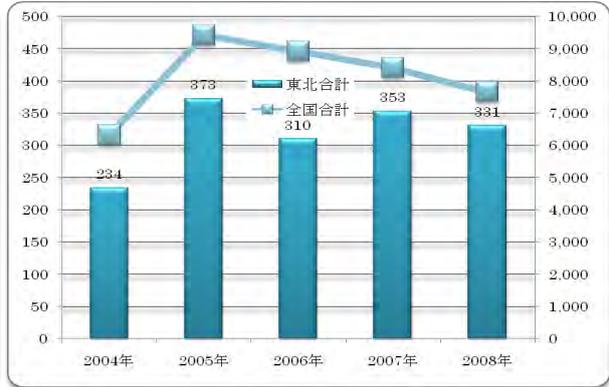
出典：特許行政年次報告書 2009 年版<統計・資料編>

＜図 2-2 東北地域内の 4 法出願件数推移＞

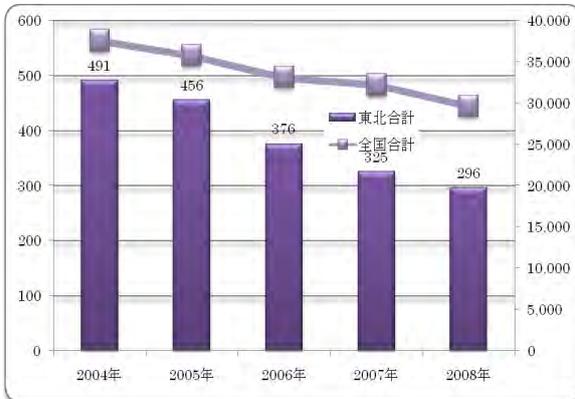
特許出願件数推移



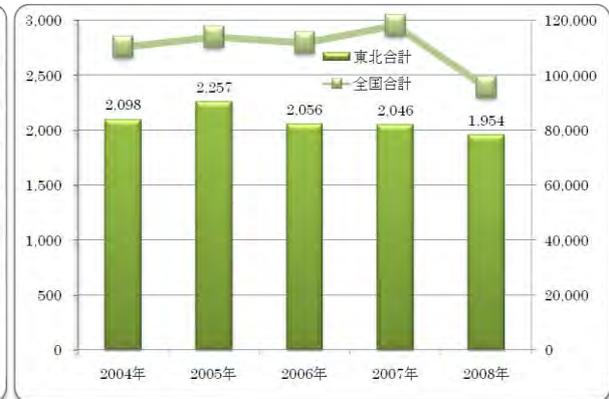
実用新案出願件数推移



意匠出願件数推移

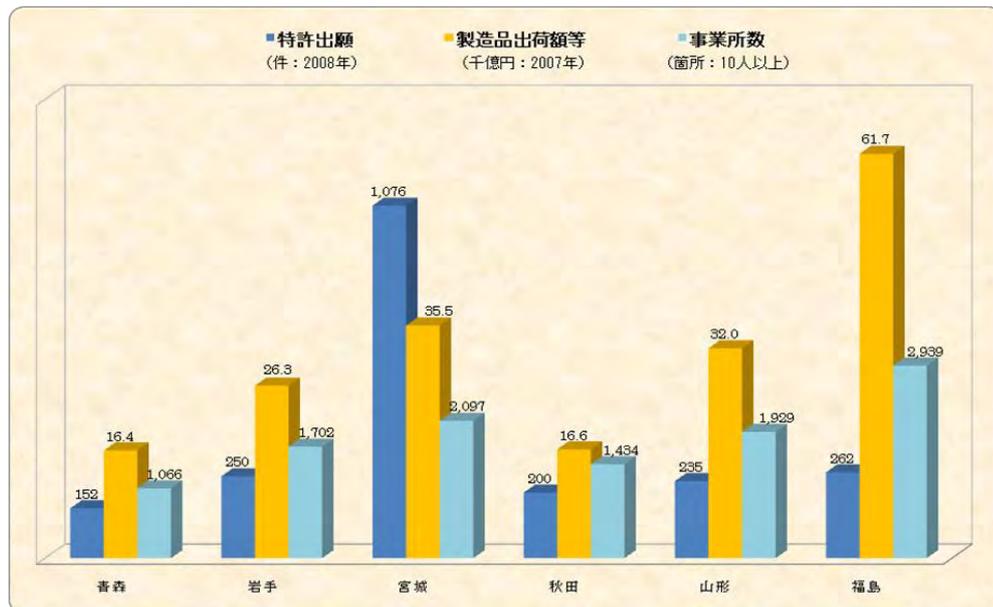


商標出願件数推移



出典：特許行政年次報告書 2009 年版＜統計・資料編＞

＜図 2-3 東北域内の特許出願件数と製造品出荷額等比較 2008 年＞



出典：特許行政年次報告書 2009 年版、(資料) 東北経済のポイント・平成 21 年度版

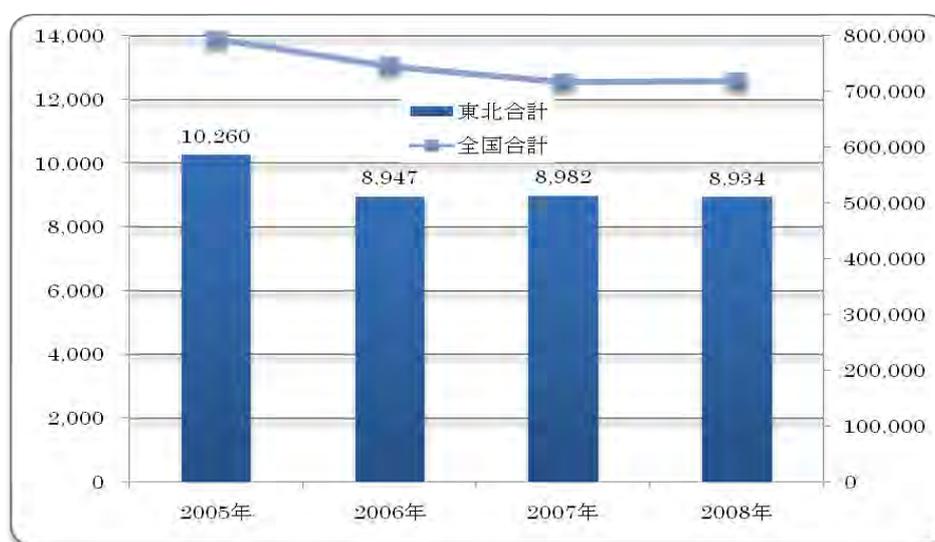
### ◇発明者ベースの推計（2008年）

2005年から2008年の発明者数の推移は表2-4の通りである。出願数(全国比0.6~0.7%)に比較し約2倍の全国比率となっている。

特に特徴的な数値は福島県で、出願件数と発明者数の開きが大きい。これは、大手企業の生産工場などが多く、特許出願は本社がある地域で行うためと推察される。特許電子図書館(IPDL)で特許公開された特許出願について、出願人住所と発明者居住地をサンプリング調査比較すると概ね2倍の開きがあり、特許出願を地域産業振興の先行指標或いは KPI(Key Performance Indicator)として用いる場合、工夫が必要である。

＜表 2-4 東北地域内の特許発明者数推移＞

	2005年	2006年	2007年	2008年	4年間計
青森	629	493	469	437	2,028
岩手	774	772	788	684	3,018
宮城	4,348	4,030	4,276	4,375	17,029
秋田	816	787	548	653	2,804
山形	1,518	1,170	1,000	979	4,667
福島	2,175	1,695	1,901	1,806	7,577
東北合計	10,260	8,947	8,982	8,934	37,123
(全国比)	1.29%	1.20%	1.25%	1.24%	1.25%
全国合計	793,853	745,221	716,842	717,888	2,973,804



出典：特許行政年次報告書 2009年版＜統計・資料編＞

### 3. 各県・各組織における知的財産への取組

#### (1) 各県の知的財産への取り組み状況

##### ○青森「知的財産支援センター」開設

知的財産を活用した新事業等の創出を推進するため、全国で2番目となる「青森県知的財産による新事業の創出等の推進に関する条例」を2009年3月に制定し、これに基づき、知的財産に関する総合相談窓口として、知的財産支援センターを開設した。

地域ブランドや独創性のある新事業の創出に向けて、農林水産分野を含めた知的財産の発掘などを進めながら普及・啓発に取り組んでいる。

##### ○岩手「意匠・商標に係る外国出願補助事業」創設、特許ビジネスマッチングフェア開催

2008年度から東北では宮城県に続く特許ビジネスマッチングフェアを開催。2009年度からは、中国を中心とした冒認出願・模倣品被害に対する対策として、意匠・商標に係る外国出願補助事業を創設。

また、特許庁・東北経済産業局とともに「地方公共団体とのモデル連携事業」を実施し、2008年度は岩手県内企業等がブランド化に関して取り組むべき課題について、2009年度は首都圏の消費者やバイヤーを対象とした岩手県産品に関するイメージなどについて調査を実施。

##### ○宮城「知財支援情報交換会ネットワーク」活動

県内に在籍する知的財産関連の支援機関が、県の知的財産推進部門を中心に情報を共有し、連絡を取り合うネットワークを構築。

また、県の公設試験研究機関と県内外12の大学・高専等が一体となって知財を含む技術相談・機器装置の利用等に対応する、技術相談のワンストップ窓口「KCみやぎ」を設置。

##### ○秋田「県有特許のビルドアップ・ブラッシュアップ」

県有特許の活用を促進するため、2006年度から「知的財産付加価値向上モデル事業」や「県有特許・技術シーズ集」の作成などを行っている。

この「知的財産付加価値向上モデル事業」では、企業と共同で、研究室レベルの理論である発明を工場レベルの技術にするための改良（ビルドアップ）や、改良された技術の更なる高付加価値化（ブラッシュアップ）を行い、競争力の高い製品作りを支援している。

こうした取り組みにより、2010年1月現在、県有特許134件のうち36件について実施許諾しており、実施許諾件数は2005年度と比較し11件増加している。

##### ○山形「地域ブランド」による県産品・サービスの差別化

全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の基準に基づいて厳選し、県認定産品（山形セレクション）としてPRし、本県ブランドの確立を図っている。また、農産品を中心に地域団体商標の活用も進んでおり、これまで、弁理士会、特許庁との連携による地域団体商標関連セミナーの実施、PRを進めてきた。

○福島「ふくしま知的財産プラットフォーム」－有機的な連携－

福島県内に整備されている知的財産を取り扱う産学官金のメンバーからなる、「ふくしま知的財産プラットフォーム委員会」を設置。県の知的財産に関する相談等の一次的な窓口として、活動の核となる「ふくしま知的財産支援センター」もあわせて設置した。こうした組織を基盤に、知的財産を活用した事業化をコーディネートし産業振興へつなげる「ふくしま宝の山」事業を推進し、産学官連携フォーラム・特許ビジネス市開催などのマッチング支援を実施している。

各県においても、知的財産基本法第6条の定めによる“地方公共団体の責務”を受け、それぞれの産業構造・集積、経済状況等の特色を踏まえつつ、独自性を発揮した知的財産戦略の策定がされた。

(2) 各県の知財戦略

東北地域各県の知財戦略策定状況について整理する。2007年3月の岩手県を最後に東北地域では全県策定済みである。なお、秋田県は2006年3月に、第2期の戦略を策定している。

<表 2-5 各自治体の知的財産への取組み>

自治体	知的財産戦略	策定期期
青森県	青森県知的創造サイクル推進方策 青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例（青森県知的創造サイクル推進方策の目標年度は、2008年度としており、これまでの知的財産に対する県の取組を総括し、今後のあり方を検討した結果、条例を制定）	2006年3月 2009年3月
岩手県	岩手県知的財産戦略	2007年3月
宮城県	みやぎ知的財産活用推進方策（改訂版）	2009年3月
秋田県	秋田県知的財産 戦略第2期戦略	2006年3月
山形県	やまがた科学技術政策大綱	2006年3月
福島県	うつくしま、ふくしま知的財産戦略	2005年2月

（出典：各県毎のホームページより）

(3) 各団体組織知的財産への取り組み状況

◇産学連携：仙台市の「御用聞き型企業訪問事業」

地域の大学教員が仙台市非常勤嘱託職員である「地域連携フェロー」として、企業OBや市役所職員等とチームを組み、「なにか困り事はありませんか。」という姿勢で仙台圏のものづくり中小企業を訪問し、課題設定・目標設定・アドバイスなどによる技術課題の解決、新製品の開発等の支援を行う事業。

2004年度からの約5年間で330社以上を支援し、30件を超える新製品・実用化案件を生み出しているが、地域連携フェロー活動で発明した特許等は、原則として機関帰属としない仕組みにより、地域企業への知財支援としている。

#### 4. 第1期から第2期までの知財推進計画のレビュー

「東北地域知財戦略推進計画」の第1期から第2期の活動を簡単に整理すると以下の通り。

<表 2-6 第1期：2006年度の活動>

活動区分	主な事業活動方針
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財活用製品紹介フェア…… 2007年1月開催、950名参加</li> <li>・中小・ベンチャー向けセミナー…全12回開催、316人</li> <li>・大学・研究機関向けセミナー…全6回開催、160人</li> <li>・東北地域の知財取組状況調査事業</li> <li>・地域中小企業知財戦略支援事業……2県8社支援</li> <li>・東北知財戦略本部ホームページ開設</li> <li>・県別知財活用支援ガイド(冊子)の作成</li> </ul>
知財戦略推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各県で独自の知財推進計画を策定済み</li> <li>知財制度の普及、知財創出の促進、県有知財の活用など</li> </ul>
関係機関の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本弁理士会が、岩手、宮城、山形、福島各県と知財協定を締結</li> <li>・東経連が東経連事業化支援センターを設置し、知財事業化支援を開始</li> </ul>

<表 2-7 第2期：2007～2008年度の活動>

活動区分	主な事業活動方針
支援人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年度東北地域知財戦略支援人材育成事業シンポジウム</li> <li>中小企業経営に役立つ知財活動支援」開催(2009. 3)</li> </ul>
地域ブランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブランド戦略策定事業</li> <li>東北地域の地域団体商標取得済団体を対象にブランド戦略の専門家を派遣し、商標の管理(管理規定、運用規定の整備)、活用も含めたブランド戦略策定を支援。</li> </ul>
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・機関・学校向け知的財産セミナー</li> <li>◇中小・ベンチャー企業向け ……36回、739人/2年</li> <li>◇大学・研究機関向け ……25回、845人/2年</li> <li>◇支援機関(公設試)向け ……18回、485人/2年</li> <li>◇小中高校向け知財教育支援 ……89校、8,095人/2年</li> </ul>
戦略策定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域中小企業知的財産戦略策定支援事業</li> <li>2県、23社支援</li> </ul>
情報発信など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略本部ホームページのリニューアル、メールマガジン配信</li> <li>域内知的財産関連イベント、支援施策等の情報提供を充実</li> </ul>

<表 2-8 第2期：2009年度(2期最終年度)>

事業区分	主な事業活動方針
事業方針	<p>第2期計画(2007～2009年度)の最終年度にあたる2009年度は、戦略の基本である「意識啓発」、「人材育成」、「活用促進」の3本の柱を踏襲しつつ、各支援機関との連携を更に強めるとともに第3期計画の立案に向け強力に事業を展開していく。</p>
セミナー	<p>(1)地域ニーズに則した効率的、実践的な「知的財産権セミナー」の開催</p> <p>これまで地域内で行ってきた ①中小・ベンチャー企業向け、②産業支援機関向け、③大学等研究機関向けの知財セミナーを引き続き実施し、東北地域内の知財マインドの更なる向上を図る。また新たに『④金融機関関係者向けセミナー』を実施し、東北地域内における知的資産経営と知的資産経営評価融資への意識向上を図る。</p>

支援モデル	(2) 東北地域中小企業知財戦略支援モデル調査事業 2008年度実施の東北地域知財戦略支援人材育成事業修了生による支援チームを編成し訪問型による企業支援を実施。また企業の知財戦略コンサルティングに必要な知識の修得のための、支援人材育成研修を引き続き実施。
地域ブランド	(3) 地域ブランド化戦略策定事業(継続) 地域団体商標取得団体を対象に、取得団体、地元企業、自治体その他の関係者で構成されたブランド戦略会議を開催、専門家の助言を踏まえたブランド戦略を策定した。今年度については、2つの地域団体商標の支援を行った。
モデル連携	(4) 地方公共団体とのモデル連携事業(継続) 岩手産の商品に関する消費者のブランド評価調査を実施し、前年度調査結果と合わせて分析した上で、県内企業等が地域ブランド化等に関して取り組むべき課題を検証、県内企業等が商標権をはじめとした知的財産等に関して留意すべき点を明らかにした。

### (1) 第1期から第2期までの活動の成果

「東北地域知財戦略推進計画」の第1期から第2期の活動成果を列挙すると、以下の通り。

#### ① 「知的財産意識啓発」の成果

- ・意識啓発では、東北知財本部のHP、メルマガなどにより知財関連情報提供を実施。
- ・学童期より知財を尊重するマインド醸成のため、知的財産教育支援セミナー事業を実施。
- ・学校の自主的課外授業として、知的財産教育・起業家教育が広がってきた。

#### ② 「知的財産支援人材育成」の成果

- ・人材育成面では地域内「中小・ベンチャー企業等向け」、「大学・研究機関向け」、「公設試験研究機関等向け」、2009年度は「金融機関向け」知財セミナーを実施。
- ・2008年度から「地域知財戦略支援人材育成事業」を実施。併せて「地域中小企業知的財産戦略策定支援事業」を2件実施。

#### ③ 「知的財産活用促進」の成果

- ・特許活用流通面では、県独自の「特許ビジネス市」が浸透しつつある。
- ・知財活用製品紹介フェア(2007)

#### ④ 「地域資源の活用」の成果

- ・地域資源の活用面では2008年度から「地域ブランド戦略策定事業」を実施。

#### ⑤ 「支援機関の連携促進」の成果

- ・各県独自の知財戦略推進計画を策定、全県において弁理士会との協定等、各県の取組みが大きく前進
- ・東経連が東経連事業化支援センターを設置し知財事業化支援を開始

<表 2-9 セミナー事業年度別実績>

区分・種類		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	合計
教育支援	開催回数	44	51	48	38	48	229
	参加者数	4,722	4,631	4,536	3,515	5,612	22,937
産業財産権	開催回数	42	18	31	48	19	158
	参加者数	1,657	476	760	1,309	478	4,680
知的財産権制度(初心者向け)	開催回数	6	6	6	6	6	30
	参加者数	421	471	414	448	524	2,278

知的財産権制度(実務者向け)	開催回数	8	8	5	7	5	33
	参加者数	523	450	306	356	166	1,801
特許法等法改正	開催回数	9	2	6	2	0	19
	参加者数	629	185	118	263	0	1,195
合計(教育支援を除く)	開催回数	65	34	48	63	30	240
	参加者数	3,230	1,582	1,598	2,376	690	9,476

## (2) 第1期から第2期までの活動の反省

第1期から第2期の基本方針「知的財産意識啓発」では、累計数千人の知財関連セミナーを開催するも、東北地域内の企業数、大学・研究機関数に比較するとごく一部に限定される。

「知的財産支援人材育成」は2008年度に事業が始まってまもなく、これから層を厚くし継続することが肝要である。加えて第2期から「自治体を中心とした支援機関の連携の促進」を推進してきたが、まだ地域内の総力を挙げた連携にはほど遠い状況にある。

「知的財産活用促進」は第2期で「地域資源の活用」(産地の技術、農林水産、観光資源等)を加え、地域ブランド戦略などに取り組んだが一朝一夕には浸透が難しい。

東北地域知財戦略本部幹事会の年度毎の事業計画の立案・実績把握で捉えられた活動の反省では以下の点が指摘された。

### ① 「知的財産意識啓発」の反省

- ・ 知的財産への無関心層が多く、戦略的に知的財産を活用する企業は少数。
- ・ 部品等の製造事業者が多く存在しているものの、知財に取り組んでいるのはまだ少数。
- ・ 特許をはじめとする産業財産権を取得しても、企業戦略・経営戦略と結びついた知財戦略がないため、有効な活用がなされていないケースが多い。
- ・ 良い技術を持っているのに知財による高付加価値化に成功している事業者が少ない。

### ② 「知的財産支援人材育成」の反省

- ・ 本社機能・研究機能を持つ大企業が少なく、知的財産活動を担う人材が不足。
- ・ 知的財産活動を側面から支える支援人材、支援基盤が脆弱。
- ・ 「知的資産」(人材・技術・組織力・顧客とのネットワーク・ブランド)への意識・認識・活用法などの知識が不足
- ・ 域内企業を支援する専門家・機関は既に存在しているものの、一つの機関・一人の者にて企業を多面的に分析、支援・コンサルティングが可能なレベルには達していない。

### ③ 「知的財産活用促進」の反省

- ・ 海外に積極的に出た県、事業者はその後模倣品、冒認商標に悩まされた。

### ④ 「地域資源の活用」の反省

- ・ 地域資源に恵まれながらも知財による高付加価値化に成功している事業者が少ない。
- ・ 異業種、企業間、産学連携で知財活用の必要性、契約の重要性を知らない。

### ⑤ 「支援機関の連携促進」の反省

- ・ 少ない地域知財のリソースを相互活用するしくみがない。
- ・ 各支援機関・支援者を繋ぐネットワークが不足している。

## 5. 東北地域知財戦略推進における課題

前述の事業活動のレビューを踏まえ、活動目的のフレームから東北地域知財戦略推進の課題を抽出すると、東北地域内の企業においても、以下二つの目標を達成するためのインフラ整備が急務ではないか。

- ①企業戦略・経営戦略・課題と密接に結びついた知財戦略の構築を行うこと。
- ②知的資産・産業財産権を有効的に活用することによって、企業競争力の向上を目指すこと。

### (1) 産業財産権活動の取組の課題

東北地域は、同等の産業規模の他地域と比較して、産業財産権の出願・登録数が少ない傾向にある。これは、研究開発部門が存在しない、又は十分機能していない企業や、取引先からの委託研究やメーカーとの共同開発が中心となり、その成果を自社技術として権利化することがなかなかできない企業が多いためと考えられる。こうした企業の中には高い研究開発力を持つが、自社技術の製品化という成果に結びつけることができず、新市場への開拓に至らないところもある。このような現状を、如何にして改善していくかが今後の課題となる。

また、東北地域の主要企業の多くが、電気機械や輸送用機器等の大手メーカーの系列会社や子会社であり、現状では、それらの企業が、東北地域の産業財産権活動の主流を占めているため、系列や親会社との関わりのない産業財産権活動は難しい。そうした企業に対する支援の在り方を、今後どうしていくかも課題である。

### (2) 産業財産権に対する認識の課題

産業財産権に対する基本的知識やノウハウの少ない中小企業も依然多く、自社の事業には産業財産権は直接関わりがないとする企業や、ある程度の関心はあるが活動に踏み出すきっかけがないとする企業がまだ多い。

活動への意欲がある企業であっても、多くの企業が研究開発部門を持たず親会社からの委託開発を手掛ける中で、開発した技術が無断で使用されたり、親会社や取引先の意向で権利化や権利の行使ができない状況も考えられる。このような場合に備えて、共同開発時の秘密保持契約や開発成果の権利帰属のあり方等について、適切な契約関係を結べる体制を構築する必要がある。

また、コピー商品の流通による被害や他社から特許を侵害したとの警告を受ける等の経験から、自社の保有する技術については、極力権利化することが重要であるとの認識を持つようになった企業も多い。

### (3) 知財による地域イノベーションの課題

東北地域の知的財産支援に関連する、国、地方公共団体、産業団体等の諸機関が広範な知見を最大限に発揮しつつ、それぞれの置かれている立場での主体性を持ち、知的財産支援策と産業振興策との有機的連携を行う必要がある。

現在全国的に展開されている地域クラスター（経済産業省主導の“産業クラスター”と、文部科学省主導の“知的クラスター”の総体）に参画する企業等にあっても、独自に知的財産戦略を策定し、知的財産の活用による産業競争力の強化が重要である。

地域の産業は、第一次産業から第三次産業まで多様な業種で構成され、特許権を活かして地域の産業活性化に結び付けていくためには、製造業のみではなく産業横断的な取組が必要である。また、研究開発から商品化、さらには販売まで含めた対応も必要であり、製造業における特許の問題を超えた幅広い施策の検討が必要である。

#### **(4) 経営者層の意識改革の課題**

中小・ベンチャー企業の産業財産権活動の支援方策が整備・拡充されているものの、そうした制度の認識が十分なされていないために、制度を有効に利用できていない企業が数多く存在する。産業財産権の有効性についての意識を高めるとともに、そうした制度の認知度を高めるため、様々な手段による情報提供の取組が必要である。

多くの中小企業では、権利を取得してまで守るべき高度な技術を持ち合わせていない、権利によって事業の保護をするまでもないとの考えを持っている場合が多い。そうした企業に対して、身近な技術を権利化することで事業機会を拡大できること、逆に、権利化をしていないことで他社に技術を盗用され事業機会が奪われることもあるなど、具体的な事例を通して啓発していくことが有効であると思われる。

知財を巡る環境変化に対応するため、知的財産担当役員（Chief Intellectual Property Officer）の知財研修や知的財産担当役員同士の横のつながりの強化を図るためのフォーラム開催等も有効である。また、知的財産担当役員の指導の下、知財戦略策定部署と事業戦略策定部署との連携など、企業における知財戦略の高度化が必要となる。

#### **(5) 地域知財支援人材の育成とネットワーク形成の課題**

地域内には、すでに既存の中小・ベンチャー企業を対象とする中小企業支援センター等の産業支援機関、公設試験研究機関、地域の知的所有権センター、大学の知的財産本部他、各地域単独の支援組織に加え、商工会議所、工業会等の業界団体が独自に産業振興をねらい設置した機関等により、これまでも相当数の助成制度、セミナー・講習会等が開催されてきた。それぞれが独自開催することによる弊害の一つとして、内容や時期の重複によりニーズを分散することとなり、実質的な選択範囲を狭め期待される効果を相殺する結果となっている場合も多く見受けられる。

この状況を改善する一つの方策として、東北地域における知的財産に関係する機関のネットワークを構築することにより、県域、組織を越えて効率的かつ広範な支援の集中実施を可能とする他、弁理士、弁護士、中小企業診断士及び公認会計士等の支援人材のヒューマンネットワークを整備することが重要である。

また、技術研究による知的財産の創造から権利化、製品開発までは、既存の支援策においても一部連携が図られているが、その後の権利侵害、訴訟等に対する一貫した支援策とすることが求められる。知的財産関連支援機関、中小企業支援機関、知的財産の正確な価値評価が出来る金融機関等が一体となり、可能な限り合理的にリスクを最小限に押さえ、製品化、事業化へ導く体制を構築することも重要である。

なお、知的財産に関係する産業は、東北地域においても製造業のみではないことから、農林水産業、流通販売、サービス業を含む周辺産業、さらには観光業等の広い業種・業界をも支援ネッ

トワークに組み入れ機能強化を図る必要がある。

#### **(6) 活用を重視した知財サイクルの課題**

既存の支援施策の活用を促進するとともに拡充する。また地方公共団体や各種支援機関が相互に連携をとりながら、集中的に効率的な支援を行う。

独立行政法人工業所有権情報・研修館、知財支援人材、地方公共団体、各種支援機関及び産業団体等との更なる連携を図り、企業のシーズ・ニーズ情報の共有等により、特許流通事業を促進する。

#### **(7) 模倣品、冒認商標対策の課題**

経済のグローバル化が進む中、我が国企業も海外への技術流出リスクが大きな問題として意識されつつあり、海外への技術情報流出防止のための取組強化が必要である。グローバル経済の中で、海外からのコピー商品の流入や、他国での侵害製品の流通などによって、事業機会が奪われるケースも少なくない。

日本企業の模倣被害率は 25%前後で高止まっており、「海外での模倣被害が増加傾向」、「中国において模倣被害を受けた」とする我が国企業は依然として多い。また、模倣品・海賊版の製造・流通の手口は巧妙化している。

産業財産権の活用目的で最も重視される事項の一つに、「自社製品の保護、模倣品の排除」が上げられている。しかしながら、中小・ベンチャー企業には、産業財産権を活用した模倣品対策に関する十分なノウハウがなく、また、侵害を受けた場合でも調査能力が不足しているために、適切な対応がとれないこともある。

産業財産権の取得が、自社の技術や事業の保護に結びつくように機能させるために、侵害案件に対する相談窓口の強化や、対策費用に関する助成制度の拡充、産業財産権を尊重し技術の侵害を避けることの重要性を、広く認識させる啓発活動などを行う必要がある。東北地域内では、地域の地名や特産品等が中国等で商標登録され、対応に多くの時間と費用を要した冒認商標問題も、継続した対策が必要である。

### 第3章 東北地域知財戦略推進計画の基本方針と具体的施策

#### 1. 基本方針

前述した第1期及び第2期のレビューと課題から、東北地域知財戦略推進計画の基本方針は目新しさを求めるよりも、従来の基本方針を深耕し徹底することが長期の視点で観れば有効であり、従来の資源投入を有効に生かす手だてになると確信する。

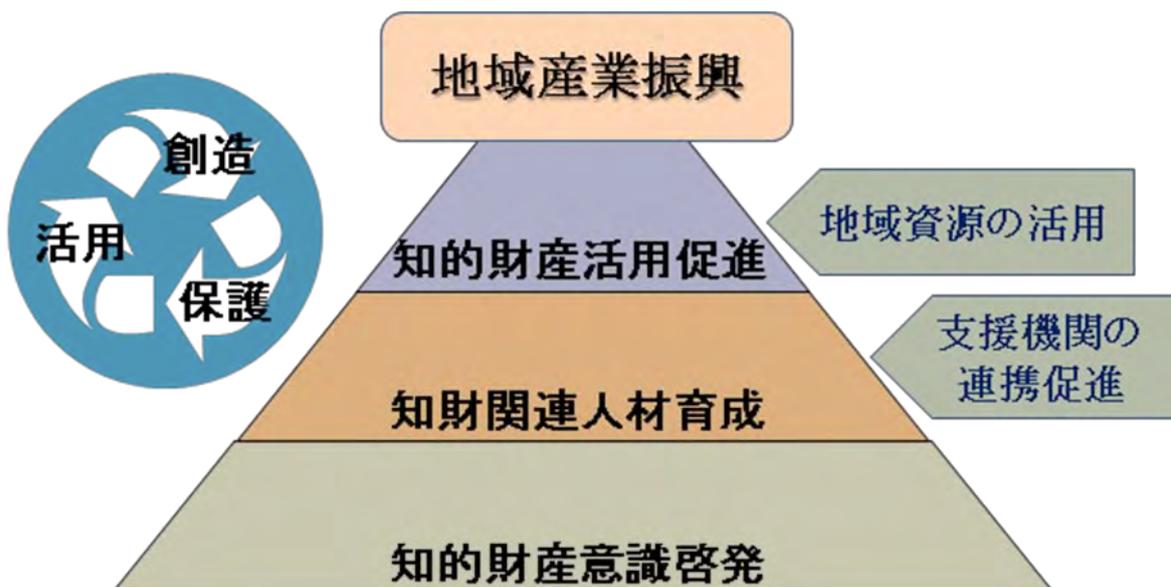
従って、第3期の東北地域知財戦略推進計画の基本方針を次のように再定義する。

- I. 知的財産意識啓発（裾野人材を含む広範を対象）
- II. 知的財産人材育成（経営者、研究者、支援人材）
- III. 知的財産活用促進（既存知的財産の事業化）

特許権を活用して地域の産業活性化を推進していくためには、発明が生まれる、それを権利化し、権利を経営に活かしていくといった知的創造サイクル実現の仕組みを地域でつくっていく必要がある。

東北地域知財戦略推進計画の基本方針を縦糸とすると、知的創造サイクル（創造、保護、活用）が横糸となり、縦糸と横糸が織りなす成果として「知的財産による地域の産業振興」を目指すものとする。

<図 3-1 東北地域知財戦略本部基本方針図>



製造業や地域産業の活性化に知財創出事業を進める。材料や精密機械・半導体などの製造業分野においては、製造プロセス開発の現場において、国際競争力の高い知的財産が生まれる。製造プロセス開発において見出される知的財産をおさえることで、「ものづくり」から「ライセンスビジネス」「知財ビジネス」への転換が可能となる。我が国は製造インフラとノウハウに富み、今ならまだ世界の「製造業知財創出工場」の役割を果たすことができる。地域に展開する大学と公設試験研究機関、TLOなどが地域の企業と連携して、地域における知財創出事業を進める。

## 2. 知的財産意識啓発

### (1) 個別（施策）方針

#### ①知財による、知財のための、知財から脱却

特許出願件数は地域の知的財産創出の重要な指標であるが、加えて外国出願割合や特許取得割合、取得権利の実施状況なども勘案して、地域内の企業、大学、研究機関の知的財産活動を評価する。

わが国にとって中小企業の知的財産の活用は最重要課題の一つである。研究開発、特許取得の方法論を学ぶ教育ではなく、知財に対して製品、収益という出口を常に考えることで、製品の価値を高め、ブランド力となる特許・知財を生み出せる教育も必要となる。

大学は、企業が大学の知的財産の価値を最大化して活用し、研究成果が広く社会に提供されるよう、研究成果の実用化・事業化へ向けた展開に当たって特許出願前から企業の協力を得ることを奨励する。企業が大学と共同研究する場合は、大学の教育、研究面での役割を尊重し、大学が論文発表等に関して企業の意向にも配慮すべきであることを周知する。

#### ②知財に対して製品・収益といった出口を併せ持つ知財創出

技術的価値を事業的・経済的価値に変換することが、本来、イノベーション創出の主たる目的であり、地域経済の発展に繋がることである。また、知的創造サイクルにおける創造・保護・活用の全ての段階において、パテントポートフォリオも視野に入れた出口戦略を見据えた迅速かつ的確な判断や対応が必要である。

知的財産人材のニーズは、従来の権利取得を主眼とした人材のみならず、最近のグローバル化、オープンイノベーションの進展に伴い、目利き人材、国際面も含めた知的財産交渉人材、さらにはそのような知的財産人材育成のための人材等の育成・確保が重要となってきた。その中で基本となるのは出口戦略を見据えた知的財産の創出でありいわゆる「知財の目」で研究開発を見ることが重要であるため、そのような人材の育成・確保を着実にやっていく必要がある。

### (2) 具体的施策

#### ①経営者への知的財産意識（三位一体）啓発施策例

事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担うチームを構成する人材を育成すべく、より幅広い知識や経験を身に付けることができる研修等に対する支援を行う。

企業自身がどういう知的財産を持ち、その知的財産をどう使えば経営に戦略的に役立つかを知ることは重要である。そのため、企業の経営者・経営幹部が知的財産を正しく理解し、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略に組み込むことができるよう、域内企業経営者との意見交換等を通じて啓発活動を行っていく。

#### ②ニッチトップ企業への取り組み強化施策例

特定市場を創造していこうとする企業（ニッチトップを目指す企業）、あるいは創造している企業（ニッチトップ企業）を対象に、製品の優位性を保持できる期間が存在することを踏まえて、知財の創造段階での先行技術調査の実施、親企業や大学等との共同研究の際の知財の取扱いに関す

る契約手続きの支援、営業秘密の保護のための指導、市場拡大のためのライセンス契約手続きの支援、市場拡大のための生産委託の際の技術漏洩防止策のコンサルティング支援等を行う。また、当該企業の製品のライフサイクル（導入期、成長期、成熟期）に応じて、既存の知財支援策を組み合わせながら、総合的な支援を行っていく。

### ③知的財産の見える化支援施策例

中小・ベンチャー企業では自社の保有する知的財産、知的資産に気付かない企業も多い。それは知的財産に関する無関心として表れているとも言える。そこで、知的財産戦略の支援の一步手前の段階として、知的財産を「見える化」する活動、つまり知財報告書等を作成支援する活動を階層的に組み入れる。

また、知財報告書等を積極的に作成・公表することにより、自社の知財の強みを社内外に認識させ企業価値の向上を図るとともに、株主・投資家、顧客、金融機関等に対する必要な知財関連情報の開示の在り方について検討を行い、その明確化を図る。

### ④中小企業向け知的財産経営塾開催、知財戦略構築支援施策例

発掘活動で発掘した企業や知財を活かした経営を目指す中小企業を複数集め、知財で成功した企業経営者との交流会を開催する。さらに、交流会には、知財コンサルタント（弁護士・弁理士等）も出席し、コーディネーターの役割を果たす。また、情報化や国際化の進展等による経営環境が著しく変化するなかで、時代の変化に即応したスピーディな経営への転換が図られていない場合があるため、意欲ある後継者（いわゆる二代目）を集めることも考えられる。

交流により深めた問題意識を知財コンサルタントが継続的に支援していく。

## 3. 知財関連人材育成

### （1）個別（施策）方針

#### ①経営と知財を認識しマネジメントできる人材を育成

企業や研究機関に、知的財産ポートフォリオの考えを導入する。さらに損益計算書のなかに、特許や商標などの出願費用やこれらを維持するための経費、企業ブランドの維持費用などの支出と、特許・ノウハウからのロイヤリティ、のれん代など企業ブランドに由来する収入を、可能な限り詳細に記載した「知財会計」のセミナーを導入する。

大学等で起こる発明等から何かを見出し、ビジネスモデルを作ってイノベーションに結びつけることができるようになるためには、知的財産に対する的確な目利きが必要である。そのため、大学・地域産業界と連携しながら、弁護士、弁理士、技術者、大学教員などの専門家を活用しつつ、それぞれの専門性を踏まえて、創造性をはぐくむ教育の充実やものづくり人材の育成を図る。

#### ②参加体験型教育にシフト、知財教育者の育成

ものづくり教室や創意工夫クラブなど、独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ課外活動を通じた知財教育を充実させるべく、学校教育における参加体験型知財教育を充実させる。

小学校、中学校、高等学校、高等専門高校の教員・指導者を対象とした知的財産に関する研修やセミナーを充実させるとともに、知的財産に関する知識を高める機会を増やすべく、これらの研修やセミナーなどで知的財産管理技能検定について説明を行う。

## **(2) 具体的施策**

### **①知的財産マネジメントができる知的財産支援人材育成施策例**

法律、技術、金融、販売等の専門家を中小企業に派遣することにより、中小企業の知財戦略を取り入れた経営の定着を支援するとともに、かかる支援人材の育成を図る。

地域中小企業の知的財産活用による経営指導促進の観点から、プロジェクトマネージャー等の中小企業支援人材へ知的財産施策、制度等についての講習を行い、他方、知的財産支援人材への中小企業支援施策等についての講習を行うことにより、双方の知見を深めネットワークを形成することで、知的財産関連支援と中小企業関連支援の一体的・効果的な遂行を図る。

### **②産業財産権に係る人材と権利の取得・維持に係るマネジメント支援施策例**

中小企業が産業財産活動に取り組む上で課題となるのが、産業財産権を扱う自社専門人材の不足と、権利の取得・維持を行うための費用の問題である。

模倣品対策や他社製品と差別化をする際に、十分な知識を持つ人材とのネットワーク、権利の有用性を見極め、産業財産権を効率的にマネジメントする能力が必要とされる。また、産業財産権を活用した製品の競争力をより強固なものにするためには、周辺技術を含む形での権利化など戦略的な対応が求められる。そのような対応を可能にする専門人材の外部からの登用支援や、産業財産権制度等の高度な専門教育の支援も検討する必要がある。

支援体制を地域に充実させるとともに産学官の連携を強化することにより、研究開発力やマネジメント力の不足を補う体制の構築も、合わせて進めていく。

### **③机上教育と参加体験型教育開催の施策例**

会津若松市の会津工業高校の文化祭で行った知財参加型教育、仙台市サイエンスデイで行った展示イベント参加による教育実践を充実させる。

企業関係者、研究者のみならず一般市民を対象に、知的財産を活用した日用品、食料品等の展示紹介を通じ、市民生活の中での知的財産の意識醸成を図るイベントを開催する。

若年層から発明・創意工夫への興味を高め、独創的なアイデアを尊重する意識を育てるため、これまでに実施してきた知的財産教材の提供などの教育支援に加え、ものづくりの体験を通じ、楽しみながら知的財産創造、尊重への理解を深める機会を拡充し人材育成を図る。

### **④知的財産制度周知教育継続施策例**

各種セミナー、研修会及び相談会などは、国・地方公共団体及び各種支援機関などがそれぞれ実施している状況にある。一部の支援機関において相互に調整の上、実施している例もあるが不十分と思われるため、その実施にあたっては対象者やそのレベルにより、国・地方公共団体及び各種支援機関等のそれぞれの役割を明確にする必要がある。その上で、参加者にとってわかりや

すく重複のないメニューを、計画の実効性を確保するための国と県が連携事業し用意する。

例えば、

初級者向け・普及啓発：地方公共団体

中級者向け・出願実務：各種支援機関

上級者向け・知財戦略：国                      など

#### ⑤地域知的財産人材の育成とネットワーク形成施策例

東北地域では、知的財産権制度説明会や知的財産権セミナーなどの人材育成事業が行われているが、必ずしも目的に即した人材が集まっている訳ではないという指摘がある。そのため、アンケート等を基にフォローアップをきちんと実施するとともに、費用対効果を高めていくことが求められている。

一方、前述課題のように「下請けからの脱却」が大きな課題となっている東北地域にあっては、意欲ある中小企業に対して知財面でも支援しつつ育成していくことが求められている。しかし、中小企業の知財活動は、経営者が自ら行っている場合や、自ら行っていない場合でも兼務の場合が多く、知財に関する悩みを持ちながら気軽に相談する機会が乏しいものと考えられる。

各県の工業会や各種分野への参入のための協議会・異業種交流会などと連携して、「知財」に関する交流会を開催する。なお、上記、交流会と同様に、知財支援人材が出席し、コーディネーターの役割を果たす。

#### ⑥金融機関への知的資産経営評価の普及施策例

金融機関が、地域内中小企業の資金調達に際し、中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を普及させる。また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報を明確化し、知的資産経営報告書の精度向上を図る。

金融機関による金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえた適切な対応を促すため、かつ、中小企業が金融機関の融資判断に当たっての着眼点を理解し、自らの融資交渉に当たり知的財産を積極的に活用できるよう、金融機関及び中小企業に対する金融検査マニュアル別冊の周知に努める。

### 4. 知的財産活用促進

#### (1) 個別（施策）方針

##### ①知的財産フィールドアライアンス、休眠特許等の広域流通

知財支援人材が企業等とコンタクトする機会を最大限に活用し、ノウハウ管理に対するマインドが不足している中小企業等に対して、意識改革や情報管理体制の構築に関するアドバイスを行う。

特許発明の流通促進のため、例えば、第三者への実施許諾へのインセンティブを与えるための施策等を検討する。一方、知的財産流通の活性化に伴い、パテントトロール等の不適切な権利行使に対する対応の必要性についても検討しておく。

県又は研究開発独立行政法人が保有し、一定期間未利用となっている特許について低廉な価格でライセンスを行うなどしてその活用促進に努める。

## ②身近な価値の発見、身近な知恵の発見支援

特許出願と産業集積からみた強み・弱みの分析結果を踏まえて、強みを活かし、かつ弱みを克服していく方向で特許関連施策を検討する。ただし、特許関連施策を地域の産業活性化に結び付けていくためには、特許権のみならず商標権等の産業財産権はもとより、見えざる資産としての知的資産も活用しながら、地域経営の観点から取り組んでいくことが不可欠である。

地方公共団体、観光協会等の関係機関・団体の連携の下、生産者団体等の組合による地域団体商標の獲得、獲得後の地域団体商標の活用及びブランド管理を支援する。

## (2) 具体的施策

### ①オープンイノベーション時代の知的財産流通施策例

総合的な支援機能を有する地域における支援拠点と知財支援人材との連携により、中小企業向けの特許流通事業を強化し、その成果を事業化につなげていく。

また、中小企業が保有する特許技術シーズの流通のための特許ビジネス市などを充実させ、中小企業を対象とした特許流通の機会の提供を強化する。

### ②農林水産・食品産業の知的財産重点支援施策例

既存の事業として、産地の生産者、加工業者、流通業者が一体となって、地域資源を活用した付加価値の高い食品分野、農林水産資源が持つ機能や遺伝子を活かした医療・健康分野への展開を行ってきた。引き続き研究開発から商品化・販売に至るまで知的財産を効果的に用いるよう連携していく。

研究開発テーマについては、生産設備・機械の開発による経営効率化、生産の過程で出た廃棄物処理技術の開発による環境配慮、原材料の加工技術の開発による高付加価値化、トレーサビリティ向上のための技術開発による安全・安心の確立等が考えられ、こうした取組に係わる技術をノウハウや特許権で保護するといったことが考えられる。

商品化・販売面では、生産・加工技術の特許やノウハウで保護し、地域団体商標により支援していくことになるが、ブランド戦略を策定したうえで、地域資源活用型研究開発事業の活用による知財の創出を目指すなどの方法が考えられる。

### ③地域資源発見（地域ブランド含む）活用施策例

地域知財戦略本部、関係機関、地方公共団体などの地域における組織間の連携、及び知財政策担当者と中小企業施策、農林水産施策など各施策担当者間との連携を強化しつつ、地域における知財教育、模倣品・海賊版対策、海外における我が国の地名等に係る商標問題への対応等の知財関連施策を着実に実行する。

また、各地域の支援拠点における取組、農商工連携、産業クラスター等において、知財施策と他の施策との連携を強化する。

いずれにしろ、それぞれの地域的条件で地域ブランド範囲は決まり、時間と共に変化することも予想され、固定的に考える必要はない。複数の広域市町村レベルの地域ブランドが確立して経済活性化することで、それらが集合した県経済を活性化させ、さらには東北経済が活性化することになる。そのためにはそれぞれの地域が刺激し合って地域ブランド化運動の盛り上がりが必要になる。

#### ④産学官連携の取組みによる知的財産活用の推進施策例

自社の経営資源の不足を大学等、公設試験研究機関との連携により補完して事業展開を図ろうとする中小・ベンチャー企業を対象に、研究開発において、中小・ベンチャー企業が知財の取扱いについて戦略的に活用できるよう、知財の取扱いに関する契約手続きを中心に指導・助言する。

なお、大学等、公設試験研究機関との連携は、商談会や技術展等の様々なビジネスマッチングの機会を通じて実現することもあり、そうした機会を通じて中小・ベンチャー企業の連携活動を、研究開発以外も含めて総合的にサポートしていく。

特許権を活用して地域の産業活性化を推進していくためには、経済活動の担い手としての企業を中心に、産業活性化を支援する行政、研究や人材育成面で産業活性化に関わる大学等、地域で活動する多様な主体が連携して対応していく必要があり、企業向けの特許関連施策に加え、産学官連携の視点からも施策を検討する。

## 5. その他

### (1) 個別（施策）方針

#### ①地域知財インフラを最大限に活用するネットワーク構築

東北地域における知的財産に関係する機関のネットワークを構築することにより、県域、組織を越えて効率的かつ広範な支援の集中実施を可能とする他、弁理士、弁護士、中小企業診断士、公認会計士等の支援人材のヒューマンネットワークを整備することも重要である。なお、知的財産に関係する産業は、東北地域においても製造業のみではないことから、農林水産業、流通販売、サービス業を含む周辺産業、観光業にも及ぶ広い業種、業界をも支援ネットワークに組み入れ機能強化を図る必要がある。

一方、企業の知的財産担当者が事業部門や研究開発部門との連携を図るのに必要な知識を習得できるよう研修、知的財産専門職大学院等の授業、人事ローテーション、OJTを充実させたりするなど、知的財産専門人材の知的財産以外の周辺領域に係る能力も強化する。

#### ②知的財産保護体制、冒認商標対策、模倣品対策支援

今日の経済活動において、知識が生み出す付加価値の重要性は、以前にも増して格段に高まっており、「知識経済」という新たな環境の下で、技術革新や生産性の向上を図り、そこから生み出された成果を経済成長の糧とするため、知的財産として適切に保護する必要がある。

また、知的財産の権利化による保護に加え、ノウハウとして保護するための支援体制を整備する他、権利侵害、模倣品への対応に関する正確な情報提供を行うとともに、知的財産に関する意識の啓発を行う。

## (2) 具体的施策

### ①模倣品対策、冒認商標対策に関する支援施策例

農産物を中心に海外から模倣品の増加が予想されることから東北地域内で「模倣品水際防止ネットワーク」組織を形成する必要がある。現在、仮に模倣品が出回っても基本的に知財の保護は、業界あるいは企業の自己責任とすることが多く、中小企業にとっては死活問題になっている。

このため税関などと緊密な連携をとりつつ、東北地域内で模倣品情報を交換、監視につなげるネットワークが必要。さらに工業製品についても、侵害に巻き込まれないようにするためには、各企業が調査機能をもって事前に同じ商品や同じ製法による商品がないか調べるべきだが、中小企業単独の場合、そうした調査機能をもっていないことが多く、こうした調査機能を同業種で持つよう検討することも必要である。

中国・台湾において我が国の地名や地域ブランド等が第三者によって出願登録される事例が相次いでおり、これによって我が国の企業等の現地でのビジネス展開に支障が生ずるリスクが増加している。このような事態に対処するため、特許庁やジェトロ等関係機関と連携し、自治体・地域企業等関係者への情報提供を行うとともに、早期の商標登録や取消請求等の自発的な取組への支援等を検討強化する。

### ②地域の中小企業支援体制における窓口機能の一本化

数多くの知的財産相談窓口では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の産業財産権に関する一般的な相談を行っている。

特許申請・特許出願にかかる費用の減免、援助等、先行技術の無料調査、特許申請・特許出願の審査、審理を早期に行うことによるサポート、希望に沿った弁理士を探しやすくすることによるサポート、特許情報検索のセミナーによるサポートなどの制度が設けられている。

しかし、実際支援を相談し申請するとなると全てがワンストップ窓口とはいかず、結果として各機関組織を複数経由してしまうケースがある。この対応策として、国と地方公共団体の連携を図り、相談窓口の一元化もしくは一本化を目指すための検討を行う。

### ③東北地域知的財産関連情報発信施策例

ネットワークの情報発信源として、東北地域知財戦略本部のホームページを立ち上げた。

各支援機関等のポータルサイトとしての機能を持つと共に、制度改正情報やトピックス、セミナー等の開催案内、各県における知的財産関連イベント他、知財戦略本部の事業実施状況、成果等のオリジナルコンテンツを含む情報を発信する。

東北でも知的財産の活用に熱心な中小企業が増えつつあるが、こうした“知財企業”の活動は、特許庁がまとめている「特許活用事例集」など一部の冊子でしか知ることができない。このため、各機関が共同でバーチャル組織「知的財産情報収集・提供センター（仮称）」を開設し、印刷媒体やホームページなどのネット上でこうした“知財企業”の紹介・PRに当たる。

<図 3-2 東北地域知財戦略推進計画個別施策方針>

施策方針	啓発	①知財による、知財の為の知財から脱却
		②知財に対して製品・収益といった出口を併せ持つ知財創出
	育成	①知財経営を認識しマネジメントできる人材を育成
		②参加体験型教育にシフト、知財教育者の育成の充実
	活用	①知的財産フィールドアライアンス、休眠特許等の広域流通
		②身近な価値の発見、身近な知恵の発見支援
	他	①地域知財インフラを最大限に活用するネットワーク構築
		②模倣品対策、冒認商標対策に関する支援

<図 3-3 東北地域知財戦略推進計画具体的施策例>

基本方針	意識啓発	人材育成	活用促進	その他
創造	・三位一体経営	・支援人材育成	・地域資源発掘	・ワンストップ窓口
保護	・ニッチトップ企業支援	・マネジメント支援	・重点支援分野	・模倣冒認対策
活用	・知財見える化	・知財資産評価 ・ネットワーク形成	・地域資源活用 ・知財流通支援	
その他	・知財経営塾	・制度普及継続 ・参加体験教育	・産学連携支援	・知財情報発信

以上

## 【参考資料－１】

### 1. 東北地域知財戦略本部設置要領

制定：平成17年6月9日 平成17・05・26 東北第20号

改正：平成19年6月8日 平成19・05・30 東北第2号

#### (目的)

第1条 東北地域知財戦略本部（以下、本部という。）は、地域における知的財産に関する意識の向上を図るとともに、東北の地域性を踏まえた知的財産による地域経済の活性化、発展を実現させるため、有識者による意見交換を行い「東北地域知財戦略推進計画」に基づき、施策に反映させることを目的とする。

#### (組織)

第2条 本部は、東北経済産業局に設置し、知的財産、地域経済及び地域企業の事業活動の活性化に知見を有する行政機関、経済界及び学識経験者等を委員とする。

#### (構成)

第3条 前条の委員は、東北経済産業局長が委嘱する。

2 本部員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、本部員に人事異動等が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 本部には、幹事会を置く。幹事会は幹事会委員をもって構成し、「東北地域知財戦略推進計画」の原案及び事業案を作成する。

4 幹事会委員は、東北経済産業局長が委嘱する。

5 幹事会委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、幹事会委員に人事異動等が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

6 本部には、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。WGは、本部長が内容に応じ本部内及び外部機関等からその都度指名する者で構成し、事業を実施する。

#### (本部)

第4条 本部には本部長を置く。

2 本部長は、東北経済産業局長とする。

3 本部長は、本部を総理し、本部会議を代表する。

4 本部長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を本部会議に出席させることができる。

5 本部には副本部長を置く。

6 副本部長は、東北経済産業局地域経済部長とする。

7 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故等がある時はその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 幹事会には委員長を置く。

2 委員長は、東北経済産業局長が指名する。

(会議の召集)

第6条 本部会議、幹事会及びWGは、本部長が召集する。

(守秘義務)

第7条 本部員、幹事会委員及びWGメンバーは、その職務において知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、その職務を辞した後も同様とする。

(庶務)

第8条 本部の事務局は、東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要領は、平成17年 6月 9日から施行する。

附則

この要領は、平成19年 6月 8日から施行する。

【参考資料－２】

２．本部員名簿

東北地域知財戦略本部員は、本部長を東北経済産業局長とし、産業界、公的機関、大学、自治体からなる17名で構成されている。

<表 4-1 東北地域知財戦略本部名簿>

	名前	所属・肩書き
本部長：	数井 寛	東北経済産業局長
副本部長：	寺家 克昌	東北経済産業局 地域経済部長
本部員：	佐藤 浩	アイジー工業株式会社 研究開発部長
	大山 繁生	アイリスオーヤマ株式会社 常務取締役製造本部長
	幸野 憲雄	NECトーキン株式会社 研究開発本部知的財産統括マネージャー
	渡辺 泰宏	社団法人東北経済連合会 常務理事
	大石 隆博	独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北支部長
	塩谷 克彦	国立大学法人東北大学 産学連携推進本部 知的財産部長
	鈴木 幸一	国立大学法人岩手大学 地域連携推進センター長
	須田 篤	弁理士（日本弁理士会 東北支部 支部長）
	櫻庭 洋一	青森県 商工労働部長
	廣田 淳	岩手県 商工労働観光部長
	若生 正博	宮城県 経済商工観光部長
	岩本 孝一	秋田県 産業経済労働部長
	佐藤 和志	山形県 商工労働観光部長
	長門 昭夫	福島県 商工労働部長
	渡邊 晃	仙台市 経済局長

【参考資料－3】

3. 本部会議開催経過

これまで会合は、2005年度に2回、2006年度に1回、2009年度に1回、計4回開催されている。

<表 4-2 東北地域知財戦略本部会合>

会 合 名	開 催 日
2005年度第1回会合	2005年7月18日開催
2005年度第2回会合	2006年2月15日開催
2006年度第1回会合	2007年3月8日開催
2009年度第1回会合	2010年3月11日開催

第二期（2007～2009年度）では知財戦略推進計画の基本となる柱として、

- I. 知的財産意識啓発（消費者を含む広範を対象）
- II. 知財関連人材育成（経営者、研究者、支援人材）
- III. 知的財産活用促進（既存知的財産の事業化）

を踏襲しつつ、以下の方針で事業を展開した。

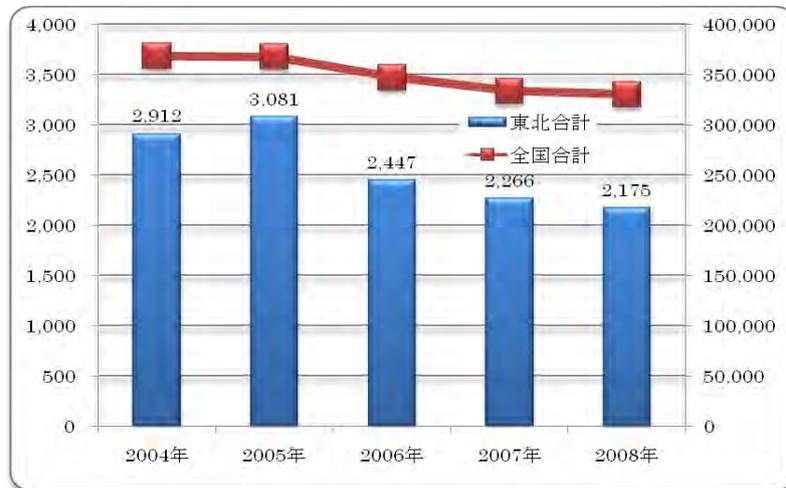
- ・ 地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源等）の活用
- ・ 支援機関（自治体中心）連携の促進→ワーキンググループによる事業企画

【参考資料－４）

４．産業財産権出願・登録等推移

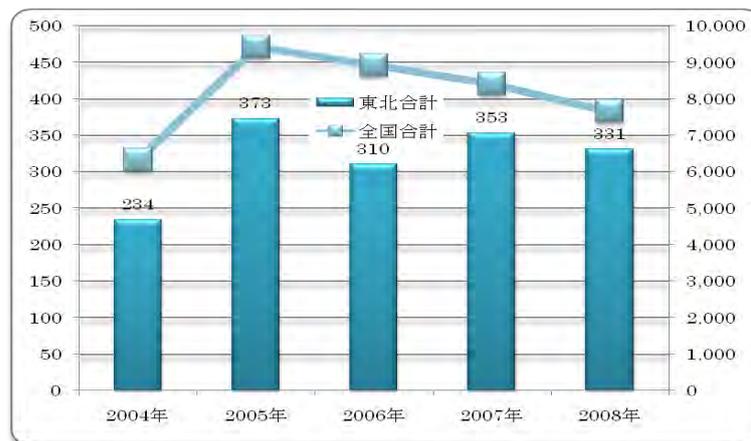
<表 4-3 特許出願件数推移>

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	266	213	155	148	152	934
岩手	274	306	303	298	250	1,431
宮城	1,381	1,570	1,220	1,108	1,076	6,355
秋田	196	226	188	164	200	974
山形	467	441	293	289	235	1,725
福島	328	325	288	259	262	1,462
東北合計	2,912	3,081	2,447	2,266	2,175	12,881
(全国比)	0.79%	0.84%	0.71%	0.68%	0.66%	0.74%
全国合計	368,416	367,960	347,060	333,498	330,026	1,746,960



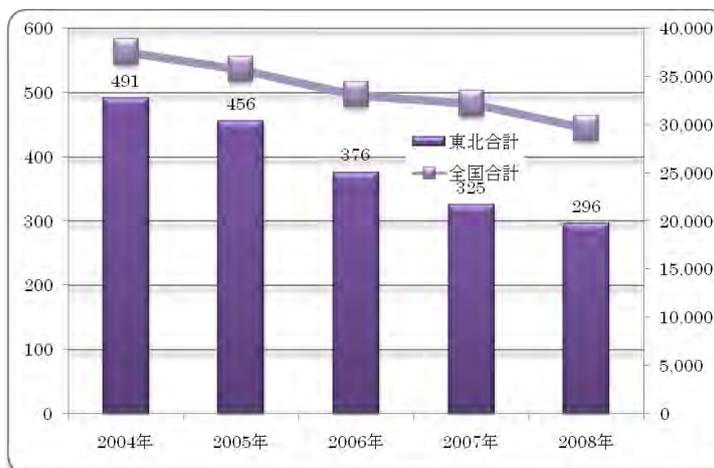
<表 4-4 実用新案出願件数推移>

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	20	36	23	39	33	151
岩手	24	33	38	36	30	161
宮城	61	143	92	106	81	483
秋田	32	44	34	39	37	186
山形	42	40	50	64	81	277
福島	55	77	73	69	69	343
東北合計	234	373	310	353	331	1,601
(全国比)	3.69%	3.96%	3.47%	4.20%	4.33%	3.93%
全国合計	6,337	9,421	8,922	8,399	7,650	40,729



<表 4-5 意匠出願件数推移>

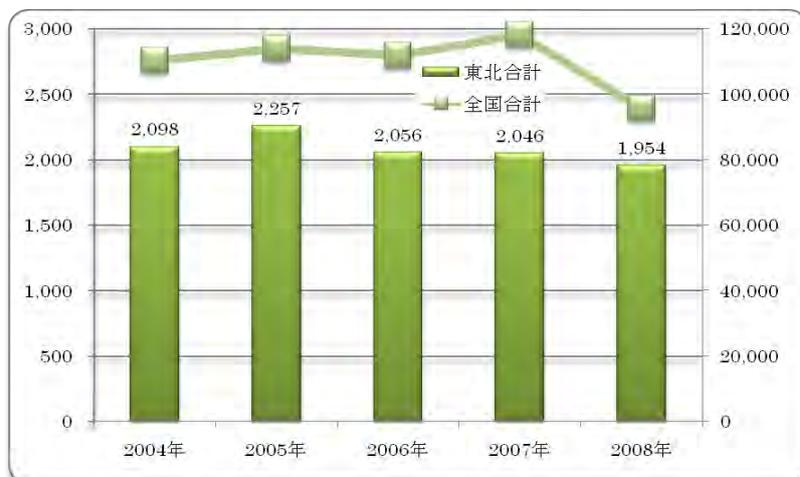
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	28	47	41	9	21	146
岩手	44	22	35	25	26	152
宮城	277	154	153	148	102	834
秋田	21	88	22	16	26	173
山形	71	92	46	90	59	358
福島	50	53	79	37	62	281
東北合計	491	456	376	325	296	1,944
(全国比)	1.31%	1.28%	1.14%	1.01%	1.00%	1.16%
全国合計	37,565	35,746	33,094	32,202	29,614	168,221



<表 4-6 商標出願件数推移>

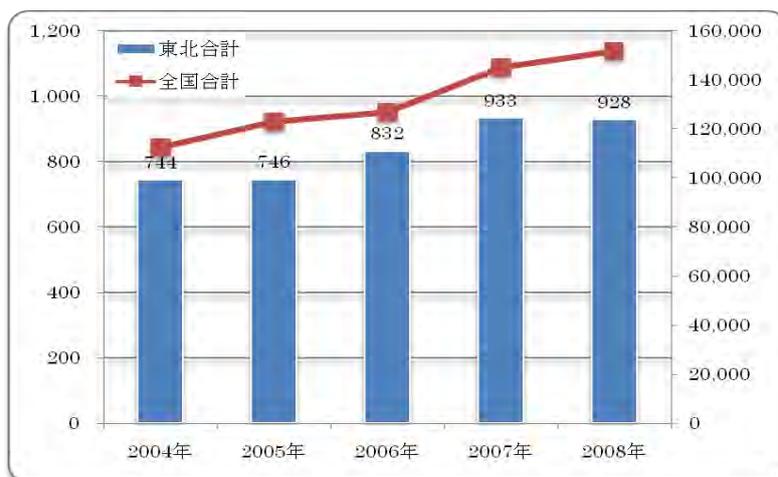
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	307	318	245	277	212	1,359
岩手	264	356	300	247	309	1,476
宮城	571	655	594	586	499	2,905
秋田	218	181	181	194	197	971
山形	357	316	295	291	313	1,572
福島	381	431	441	451	424	2,128
東北合計	2,098	2,257	2,056	2,046	1,954	10,411

(全国比)	1.90%	1.98%	1.84%	1.73%	2.04%	1.89%
全国合計	110,270	114,015	111,754	118,155	95,637	549,831



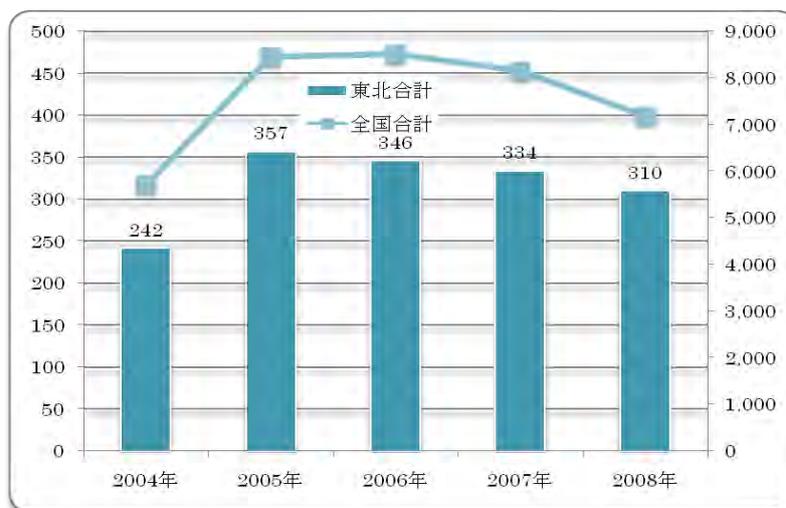
<表 4-7 特許登録件数推移>

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	40	49	59	53	58	259
岩手	82	88	76	104	86	436
宮城	368	339	369	431	450	1,957
秋田	37	55	47	53	56	248
山形	109	115	162	169	140	695
福島	108	100	119	123	138	588
東北合計	744	746	832	933	928	4,183
(全国比)	0.66%	0.61%	0.66%	0.64%	0.61%	0.63%
全国合計	112,527	122,944	126,804	145,040	151,765	659,080



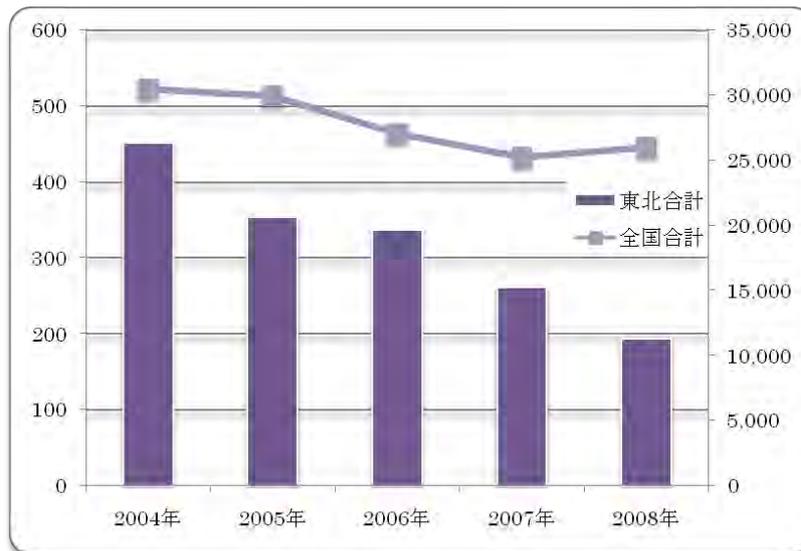
<表 4-8 実用新案登録件数推移>

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	14	34	27	36	29	140
岩手	27	35	32	39	24	157
宮城	67	134	111	98	85	495
秋田	27	51	34	35	34	181
山形	46	33	62	56	70	267
福島	61	70	80	70	68	349
東北合計	242	357	346	334	310	1,589
(全国比)	4.23%	4.22%	4.06%	4.09%	4.31%	4.18%
全国合計	5,718	8,467	8,523	8,160	7,187	38,055



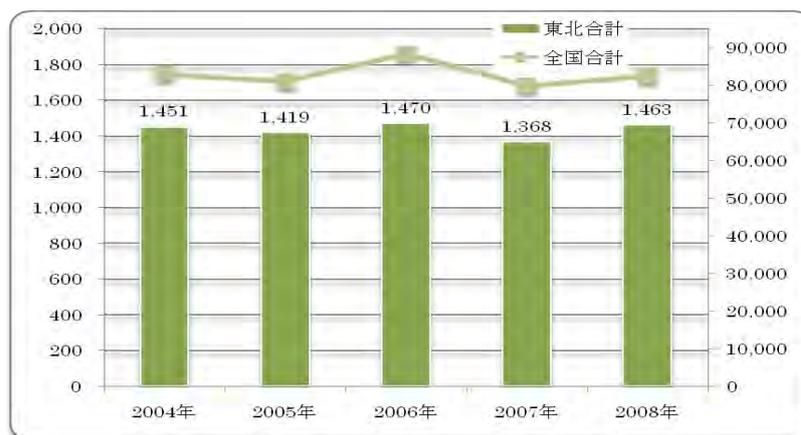
<表 4-9 意匠登録件数推移>

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	23	21	45	18	9	116
岩手	20	29	12	22	17	100
宮城	284	195	113	119	82	793
秋田	13	10	78	14	11	126
山形	78	66	49	47	48	288
福島	34	33	40	41	27	175
東北合計	452	354	337	261	194	1,598
(全国比)	1.48%	1.18%	1.25%	1.03%	0.75%	1.15%
全国合計	30,485	29,971	27,034	25,228	25,986	138,704



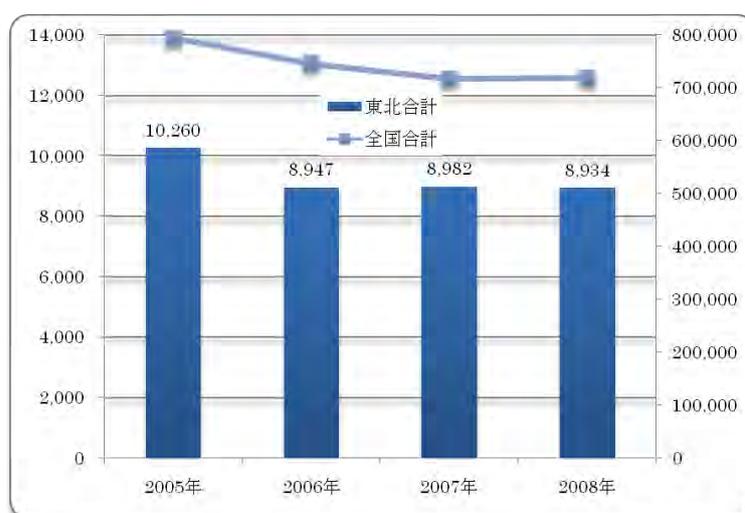
<表 4-10 商標登録件数推移 >

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	5年間計
青森	175	200	184	162	178	899
岩手	189	223	207	194	199	1,012
宮城	459	379	455	421	429	2,143
秋田	140	124	113	111	145	633
山形	178	213	202	167	192	952
福島	310	280	309	313	320	1,532
東北合計	1,451	1,419	1,470	1,368	1,463	7,171
(全国比)	1.75%	1.75%	1.66%	1.71%	1.77%	1.73%
全国合計	82,995	80,995	88,396	79,836	82,469	414,691



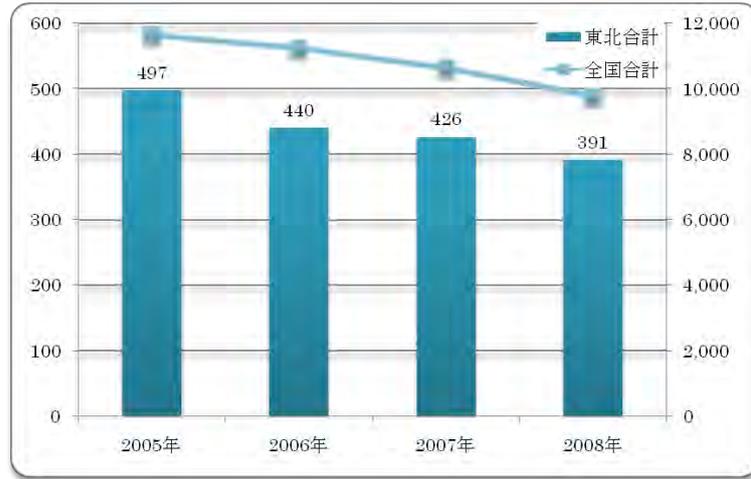
<表 4-11 特許発明者数>

	2005年	2006年	2007年	2008年	4年間計
青森	629	493	469	437	2,028
岩手	774	772	788	684	3,018
宮城	4,348	4,030	4,276	4,375	17,029
秋田	816	787	548	653	2,804
山形	1,518	1,170	1,000	979	4,667
福島	2,175	1,695	1,901	1,806	7,577
東北合計	10,260	8,947	8,982	8,934	37,123
全国比	1.29%	1.20%	1.25%	1.24%	1.25%
全国合計	793,853	745,221	716,842	717,888	2,973,804



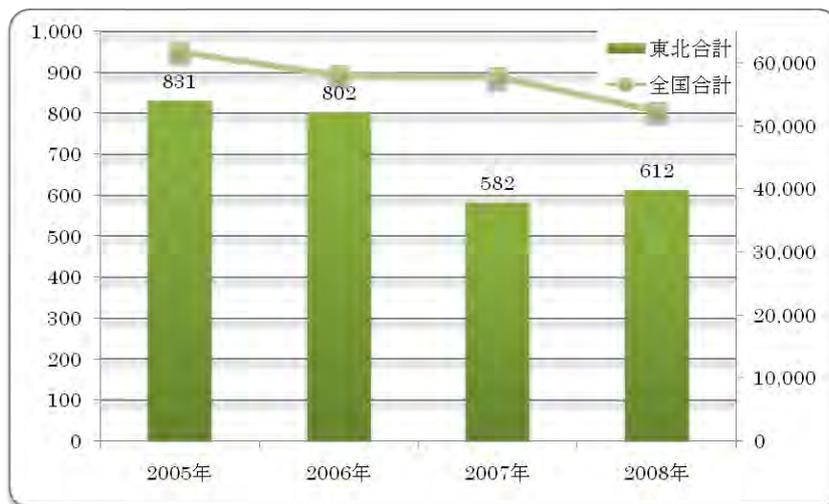
<表 4-12 実用新案考案者数推移>

	2005年	2006年	2007年	2008年	4年間計
青森	40	31	48	43	162
岩手	50	51	44	36	181
宮城	191	119	122	95	527
秋田	51	48	47	44	190
山形	57	77	75	91	300
福島	108	114	90	82	394
東北合計	497	440	426	391	1,754
(全国比)	4.27%	3.92%	4.01%	4.00%	4.05%
全国合計	11,644	11,237	10,632	9,767	43,280



<表 4-13 意匠創作者数推移>

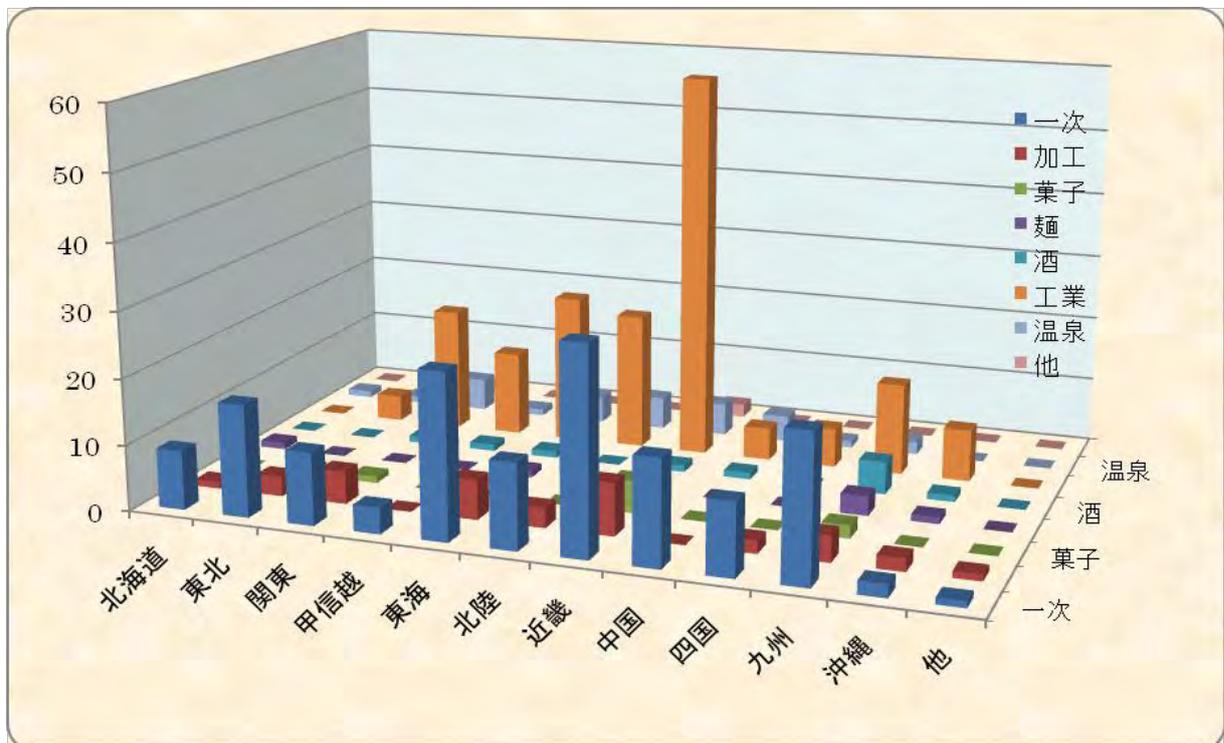
	2005年	2006年	2007年	2008年	4年間計
青森	82	90	20	61	253
岩手	54	45	46	57	202
宮城	213	237	171	168	789
秋田	196	116	71	59	442
山形	180	151	188	146	665
福島	106	163	86	121	476
東北合計	831	802	582	612	2,827
(全国比)	1.35%	1.38%	1.01%	1.17%	1.23%
全国合計	61,779	58,085	57,761	52,356	229,981



<表 4-14 東北地域の地域団体商標出願／登録状況 2010年3月15日時点>

県別		産品別出願／登録内訳								合計
		農水産	加工食品	菓子	麺類	酒類	工業製品	温泉	その他	
青森	出願	10	0	0	0	0	0	0	1	11
	登録	3	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手	出願	5	0	2	0	0	1	0	1	9
	登録	4	0	0	0	0	1	0	0	5
宮城	出願	4	6	0	0	0	1	0	0	11
	登録	2	2	0	0	0	0	0	0	4
秋田	出願	7	2	1	3	0	1	0	0	14
	登録	3	0	1	0	0	1	0	0	5
山形	出願	14	0	0	1	0	3	0	1	19
	登録	4	0	0	0	0	2	0	0	6
福島	出願	5	2	0	1	0	1	1	0	10
	登録	1	1	0	0	0	1	1	0	4
東北地域	出願	45	11	3	5	0	7	1	3	75
	登録	17	3	1	0	0	5	1	0	27
	登録率	37.8%	27.3%	33.3%	0.0%	0.0%	71.4%	100.0%	0.0%	36.0%
全国	出願	439	109	31	36	18	233	45	19	930
	登録	156	47	9	7	11	181	34	4	433
	登録率	35.5%	43.1%	29.0%	19.4%	61.1%	77.7%	75.6%	21.1%	46.6%
全国比	出願	10.3%	10.1%	9.7%	13.9%	0.0%	3.0%	2.2%	15.8%	8.1%
	登録	10.9%	6.4%	11.1%	0.0%	0.0%	2.8%	2.9%	0.0%	6.2%

<図 4-1 全国の登録査定状況（地域と分類）>



以上

【参考資料－5】

5. 教育支援・セミナー事業実績

＜表 4-15 児童及び生徒・学生向けセミナー、並びに教職員向けセミナー実績＞

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	合計
小学生	開催回数	1	8	9	14	11	43
	参加者数	59	540	525	755	819	2,698
中学生	開催回数		3	2	1	5	11
	参加者数		511	249	154	1,376	2,290
高校生	開催回数	39	25	24	20	19	127
	参加者数	4,507	2,683	2,893	2,123	2,397	14,603
高専学生	開催回数		7	9	2	3	21
	参加者数		558	750	323	461	2,092
大学生	開催回数	4	8	4	1	4	21
	参加者数	156	260	119	160	130	825
オープン	開催回数					6	6
	参加者数					429	429
合計	開催回数	44	51	48	38	48	229
	参加者数	4,722	4,552	4,536	3,515	5,612	22,937

＜表 4-16 産業財産権セミナー実績＞

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	合計
大学等研究者向け	開催回数	17	6	19	6	5	53
	参加者数	556	160	505	340	155	1,716
中小・ベンチャー向け	開催回数	25	12	12	24	6	79
	参加者数	1101	316	255	484	106	2,262
専門家養成	開催回数				18	8	26
	参加者数				485	217	702
合計	開催回数	42	18	31	48	19	158
	参加者数	1,657	476	760	1,309	478	4,680

＜表 4-17 知的財産権制度説明会（初心者向け）実績＞

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	合計
青森	開催地	青森	青森	青森	青森	青森	
	参加者数	72	58	60	59	60	309
岩手	開催地	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	
	参加者数	65	135	74	68	96	438
宮城	開催地	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	
	参加者数	79	99	111	137	156	582
秋田	開催地	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	
	参加者数	61	57	49	56	67	290
山形	開催地	山形	山形	山形	米沢	米沢	
	参加者数	62	55	43	75	74	309
福島	開催地	郡山	郡山	郡山	福島	福島	
	参加者数	82	67	77	53	71	350
合計	開催地	6	6	6	6	6	30
	参加者数	421	471	414	448	524	2,278

<表 4-18 知的財産権制度説明会（実務者向け）実績>

		2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	合 計
青 森	開催日数				2	1	3
	参加者数				33	11	44
岩 手	開催日数						
	参加者数						
宮 城	開催日数	5	5	5	5	4	24
	参加者数	449	394	306	323	155	1627
秋 田	開催日数						
	参加者数						
山 形	開催日数	3					3
	参加者数	74					74
福 島	開催日数		3				3
	参加者数		56				56
合 計	開催日数	8	8	5	7	5	33
	参加者数	523	450	306	356	166	1,801

<表 4-19 特許法等改正説明会実績>

		2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	合 計
青 森	開催地	青森	青森	青森		なし	
	参加者数	72	54	10			136
岩 手	開催地	盛岡 x2 *		盛岡	盛岡	なし	
	参加者数	141		30	94		265
宮 城	開催地	仙台 x2 *	仙台	仙台	仙台	なし	
	参加者数	147	131	14	169		461
秋 田	開催地	秋田 x2 *		秋田		なし	
	参加者数	102		21			123
山 形	開催地	山形		山形		なし	
	参加者数	82		14			96
福 島	開催地	郡山		郡山		なし	
	参加者数	85		29			114
合 計	開催地	9	2	6	2	0	19
	参加者数	629	185	118	263	0	1,195

\* : 地域団体商標制度、小売り等役務商標制度の説明会を含む

## 【参考資料－6】

### 6. 東北地域知的財産インフラ状況等統計資料

本資料は、既存資料を活用して知財支援インフラとしての大学・高専研究者、公設試験研究機関研究者及び特許流通アドバイザー等の人数、弁理士及び弁理士事務所数を整理する。

#### 6-1. 大学、高等専門学校

はじめに東北地域の知財支援インフラの調査対象とする大学、高専等の機関を整理する。なお、文科系大学もコンテンツや著作物等を扱うため対象とした。

東北地域の大学等の研究ポテンシャルを精査するため、大学研究者数、分野別論文数、東北の国立大学における競争的資金の獲得状況、産学連携の状況、特許、研究支援者に関する指標を整理する。

##### (1) 大学、高等専門学校数

東北地域内には大学が、国立大学7校、公立大学9校、私立大学29校、高専6校、計51校ある。

<表 4-20 知財支援インフラ対象機関（大学）>

	国立大学	公立大学	私立大学	高専
青森	1	2	6	1
岩手	1	1	3	1
宮城	2	1	11	1
秋田	1	2	2	1
山形	1	1	2	1
福島	1	2	5	1
東北計	7	9	29	6

(出典：文部科学省ホームページより作成。)

##### (2) 大学研究者

表 4-21 は、東北の国立大学における大学別・研究本務者の専門分野別内訳数を示している。各大学の研究本務者数合計で、各分野の研究本務者数を除することにより、表 4-22 に示す大学別・研究本務者の専門分野別内訳の自己大学内比率を求めた。

研究本務者数では東北大学が最も多く、二番目に多い山形大学の約6倍近い人数がいる。一方、分野別研究者数で見ると、弘前大学では保健（医学、歯学、薬学、看護を含む）が約60%を占める。岩手大学は工学と農学の比率が高く合わせると約70%を占める。東北大学は工学と保健の比率が高く合わせると約60%を占める。秋田大学・山形大学では保健が最も高く、福島大学では社会科学が最も高い。全国立大学合計と比較すると、東北の国立大学では、保健すなわち医学、歯学、薬学関連の研究者が他の分野の研究者よりも多いということが特徴であり、弘前大学、秋田大学、山形大学で特にこの傾向が強い。

<表 4-21 大学別・研究本務者の専門分野別内訳>

大学名	研究本務者の分野別内訳							合計
	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	その他	
弘前大学	60	46	98	75	57	586	45	967
岩手大学	41	46	53	216	230	0	55	641
東北大学	676	382	943	1,726	271	1,868	61	5,927
宮城教育大学	17	6	27	6	4	5	65	130
秋田大学	25	10	62	156	0	522	52	827
山形大学	63	51	123	275	65	536	53	1,166
福島大学	45	92	25	34	0	12	61	269
国立大学合計	10,780	9,879	17,858	31,607	9,032	42,176	-	128,631

(資料) 個別大学データ：文部科学省「大学等における科学技術・学術活動実態調査報告書」(2006年3月31日現在)、国立大学合計：総務省「科学技術研究調査」(2006年3月)

(出所) 内閣府 総合科学技術会議 第71回配布資料 より作成

<表 4-22 大学別・研究本務者の専門分野別内訳の自己大学内比率>

大学名	研究本務者の分野別内訳						
	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	その他
弘前大学	6.20%	4.76%	10.13%	7.76%	5.89%	60.60%	4.65%
岩手大学	6.40%	7.18%	8.27%	33.70%	35.88%	0.00%	8.58%
東北大学	11.41%	6.45%	15.91%	29.12%	4.57%	31.52%	1.03%
宮城教育大学	13.08%	4.62%	20.77%	4.62%	3.08%	3.85%	50.00%
秋田大学	3.02%	1.21%	7.50%	18.86%	0.00%	63.12%	6.29%
山形大学	5.40%	4.37%	10.55%	23.58%	5.57%	45.97%	4.55%
福島大学	16.73%	34.20%	9.29%	12.64%	0.00%	4.46%	22.68%

(資料) 内閣府 総合科学技術会議 第71回配布資料 より作成 (2006年3月31日現在)

### (3) 産学連携の状況

東北地域の国立大学における産学連携状況を表 4-23 に示す。東北大学が東北地域の他大学を大きく上回る共同・受託研究の実施件数および受入額を獲得していることがわかる。

<表 4-23 東北地域の国立大学における産学連携状況>

大学名	教員数	共同・受託研究件数	共同・受託研究受入額	受託研究件数	受託研究受入額
	(人)	(件)	(千円)	(件)	(千円)
弘前大学	790	159	325,674	82	214,591
岩手大学	514	285	712,049	82	407,676
東北大学	2,653	1,110	9,954,920	591	7,926,862
宮城教育大学	302	5	6,652	5	6,652
秋田大学	643	103	215,710	57	170,009
山形大学	854	226	537,083	115	257,824
福島大学	343	23	85,982	12	76,195

(資料) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」(平成18年度)

(出所) 内閣府 総合科学技術会議 第71回配布資料 より作成

#### (4) 特許

東北地域の国立大学の知的財産関連の活動状況を表 4-24 に示す。東北大学が発明届出件数、特許公開件数共に東北地域の他大学を大きく上回る。実施料収入では、岩手大学に高い特許実施料収入の実績がある。弘前大学、秋田大学、山形大学は知財管理・活用体制が整備済みとされているが、実施料収入の実績はない。

＜表 4-24 東北地域大学の知的財産関連活動状況＞

法人名	発明届出件数 (件)	特許公開件数 (件)	実施料収入 (千円)	大学発 ベンチャー数(社)	知財管理・活用体 制の有無
弘前大学	32	18	0	4	○
岩手大学	64	26	1,196	21	○
東北大学	508	313	8,053	30	○
宮城教育大学	0	-	0	0	×
秋田大学	39	17	0	4	○
山形大学	79	-	0	5	○
福島大学	8	-	0	4	△

(資料) 発明届出件数、実施料収入、知財管理・活用体制の有無：「平成 18 年度 大学等における産学連携等実施状況報告書」

公開特許件数：特許庁調べ。5 件以下の大学は掲載されていない。

大学発ベンチャー数：文科省科学技術政策研究所「平成 19 年度大学等発ベンチャーの現状と課題に関する調査」

知的財産活用・管理体制の有無についての表記は次のとおり。

：整備済み、△：整備予定、×：整備無し

(出所) 内閣府 総合科学技術会議 第71回配布資料 より作成

## 6-2. 公設試験研究機関

「地域産業技術活性化事業平成17年度公設試験研究機関現況（財団法人日本産業技術振興協会）」のデータを元に、2005年度現在の公設試研究者、特許件数の動向を整理した。研究者については、技術職員の人数を対象とし、特許件数は保有特許件数とした。農林水産系の公設試験研究機関も含んでいる。

### (1) 公設試験研究機関数

東北地域内には、農林水産系も含め、40 機関以上の公設試験研究機関がある。

＜表 4-25 知財支援インフラ対象機関（公設試）＞

	公設試	研究員数	保有特許	他研究機関
青森	5	65	15	1
岩手	8	92	28	2
宮城	9	63	71	4
秋田	4	90	34	1
山形	7	82	7	1
福島	9	79	11	1
東北計	42	471	166	10

(資料) 全国公設試WWWサーバー（独立行政法人産業技術総合研究所）ホームページより作成。

(2) 公設試験研究機関研究者数

公設試験研究機関研究者数は、対象機関数が、東北地域9機関、中国地域9機関、九州地域20機関に対し、研究者は、471人、348人、555人である。東北地域の研究者のうち、工業系は394人、農林水産系は77人である。東北地域は、機関数が同程度の中国地域より研究者が多く、また九州地域と比較すると一機関あたりの研究者が多い。県別では、それほどの規模の違いはない。

<表 4-26 公設試験研究機関研究者数地域別比較>

地域名	東北	中国	九州	全国
対象機関数(機関)	9	9	20	148
研究者数(人)	471	348	555	5726
研究者数全国比(%)	8.23	6.08	9.69	100

(資料)「地域産業技術活性化事業 平成17年度公設試験研究機関現況((財)日本産業技術振興協会)」より作成

<表 4-27 公設試験研究機関研究者数(県別)>

県名	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	合計
研究者数(人)	65	92	63	90	82	79	471

(資料) 地域産業技術活性化事業 平成17年度公設試験研究機関現況((財)日本産業技術振興協会)」より作成

(3) 公設試験研究機関保有特許件数

公設試験研究機関の保有特許(2005年7月現在)は、東北地域166件、中国地域64件、九州地域146件であり、件数は一番多い。東北地域のうち、工業系は156件、農林水産系は10件である。さらに研究者数、機関数から東北地域の公設試験研究機関は保有特許の割合が九州、中国地域より高いことが判る。

<表 4-28 公設試験研究機関地域別保有特許件数>

地域名	東北	中国	九州	合計
対象機関数(機関)	9	9	20	148
保有特許数(件)	166	64	146	-

(資料)「地域産業技術活性化事業 平成17年度公設試験研究機関現況((財)日本産業技術振興協会)」より作成

(2005年7月現在)

<表 4-29 公設試験研究機関保有特許数(県別)>

県名	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	合計
特許保有件数(件)	15	28	71	34	7	11	166

(資料) 地域産業技術活性化事業 平成17年度公設試験研究機関現況((財)日本産業技術振興協会)」より作成

(2005年7月現在)

(4) その他研究機関・支援機関

その他研究機関、支援機関を以下に示す。

＜表 4-30 知財支援インフラ対象機関（その他）＞

県名	機関名
青森	21 あおもり産業総合支援センター
岩手	いわて産業振興センター
	JSTイノベーションサテライト岩手
宮城	みやぎ産業振興機構
	独立行政法人産業技術総合研究所東北センター
	株式会社東北テクノアーチ
	JSTイノベーションプラザ宮城
秋田	あきた企業活性化センター
山形	山形県企業振興公社
福島	福島県産業振興センター

（出典）工業所有権情報・研修館ホームページ

### 6-3. コーディネーターの動向

#### （1）大学知的財産アドバイザー

2002年以降の、大学知的財産アドバイザー派遣実績は全国でのべ40大学である。東北地域、中国地域は3校であるのに対し、九州地域は7校であり、東北地域は九州地域の半分程度である。県別では、青森県の国立大学法人弘前大学、秋田県の国立大学法人秋田大学、福島県の県立会津大学が派遣対象大学となっている。

#### （2）特許流通アドバイザー

2007年度の、特許流通アドバイザー派遣実績は全国で106人である。東北地域は10人、中国地域は9人であるのに対し、九州地域は17人であり、東北地域は九州地域の6割である。県別では、東北6県全県に配置している。

＜表 4-31 特許流通アドバイザー派遣実績（県別）＞

県名	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	合計
派遣数(人)	1	1	4	1	2	1	10

（出典）（独）工業所有権情報・研修館ホームページより

＜表 4-32 特許流通アドバイザー派遣実績（所属別）＞

県名	所属
青森	青森県知的財産支援センター
岩手	岩手県工業技術センター
宮城	宮城県産業技術総合センター
	(株)東北テクノアーチ／東北大学未来科学技術共同研究センター
	(株)東北テクノアーチ／東北大学未来科学技術共同研究センター
	(株)インテリジェント・コスモス研究機構／経済産業局
秋田	(財)あきた企業活性化センター／県庁第二庁舎
山形	(財)山形県産業技術振興機構／山形県高度技術研究開発センター内
	(財)山形県産業技術振興機構有機エレクトロニクス研究所
福島	(社)発明協会福島県支部／福島県ハイテクプラザ内

（出典）（独）工業所有権情報・研修館ホームページより

#### 6-4. 弁理士数・弁理士事務所数の動向

##### (1) 登録弁理士数

2008 年末現在の東北地域の登録弁理士数は、29 名であり、全国の約 0.37%と少ない。県別では宮城県と福島県で 58%を占め、山形県が 4 名と続き、青森県、岩手県、秋田県は 2～3 名である。

<表 4-33 登録弁理士数（県別）>

	登録弁理士	事務所総数	主事務所	備考
青森	2	11	5	
岩手	3	10	4	
宮城	11	27	9	
秋田	3	7	3	
山形	4	12	6	
福島	6	25	10	
東北計	29	92	37	
(全国比)	0.37%			
全国計	7,772			

(出典)「特許行政年次報告書 2009 年版」

(資料) 特許庁「都道府県別弁理士登録人数表」より作成 (2008 年末現在)

##### (2) データ間比較

弁理士事務所数、登録弁理士数の比較を行う。東北地域は登録弁理士数と弁理士事務所数を比べると、弁理士事務所数に対して登録弁理士数が少ない。一方、九州地域は、弁理士事務所の数に比べて登録弁理士数が多いことから、東北地域よりは一弁理士事務所当たりの所属弁理士が多い傾向がある。ただし、全国平均と比較すると東北地域は一事務所当たりが全国平均の 1/3 程度であり、比較的小規模の弁理士事務所が多いものと考えられる。

<表 4-34 弁理士事務所数、登録弁理士数（地域別）>

地域名	東北	中国	九州	全国
登録弁理士数	22	39	61	7061
弁理士事務所数	30	41	53	2979
弁理士/一事務所	0.73	0.95	1.15	2.37

#### 6-5. 知的財産流通の動向

##### (1) 共同研究大学別受入額

東北地域内国立大学の大学が企業と実施する共同研究では、受入額を比べると東北大学が全体金額も中小企業からの受入額も一番多い。次に、山形大学及び岩手大学が、中小企業からの受入額が高い。

<表 4-35 中小企業からの共同研究大学等別受入額（東北地域内国立大学）>

大学名	共同研究件数	共同研究受入額	うち中小企業との件数	うち中小企業からの受入額	受入額 中小企業割合
	(件)	(千円)	(件)	(千円)	(%)
弘前大学	77	111,083	32	20,183	18.2%
岩手大学	203	304,373	74	45,085	14.8%
東北大学	519	2,028,058	85	169,031	8.3%
宮城教育大学	0	0	0	0	
秋田大学	46	45,701	15	9,113	19.9%
山形大学	111	279,259	53	31,605	11.3%
福島大学	11	9,787	4	2,500	25.5%

(資料)「平成 18 年度産学連携等実施状況調査(文部科学省)」より作成(2006 年度末現在)

(出所)内閣府総合科学技術会議 第 71 回配布資料

(2) 特許権の所有件数及び使用件数

東北地域内企業の特許権の所有件数及び使用件数を整理した。企業数が同程度であるのに対し、2002 年度の 4,000 件弱から 2003 年度には 6,700 件へと増加している。

<表 4-36 特許権の所有件数及び使用件数（東北地域内）>

年 度	特許権			
	企業数	所有数 (件)	使用のもの(含供与)	
			件	うち自社開発
2000 年度	158	3,757	2,037	1,814
2001 年度	159	3,670	2,007	1,752
2002 年度	154	3,960	2,282	1,665
2003 年度	146	6,739	3,218	2,114
2004 年度	154	6,456	2,374	1,835

(資料)「平成 17 年企業活動基本調査(東北経済産業局管内 平成 16 年度実績)(経済産業省)」より作成

以上